

# 令和4年7月例会次第（令和4年7月30日開催）

## 1、会長挨拶

## 2、報告事項

### 【会員の状況】 令和4年6月

#### (1) 会員の状況

A会員：143名、 B会員：164名、 合計：307名

#### (2) B会員の入会

- ・近江草津徳洲会病院 おくやま ひるあき 奥山 裕照 (R4.7.1入会)
- ・近江草津徳洲会病院 しもまつや たくみ 下松谷 匠 (R4.7.1入会)
- ・近江草津徳洲会病院 はら ぶんすけ 原文 祐 (R4.7.1入会)
- ・淡海医療センター あん びよんぐ 安 炳九 先生 (R4.8.1入会)

### 【総務部】

### [総務]

#### (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について(草津市・栗東市情報提供)

..... (総務資料1) p.1

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の発生届の届出にかかる留意事項について

7/22 当医師会 HP 会員サイトへ説明会動画等を掲載済..... (総務資料2) p.5

#### (3) 新型コロナウイルス感染症による罹患後症状（後遺症）実態調査について

【滋賀県感染症対策課】..... (総務資料3) p.23

#### (4) 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の支援強化にかかる保健所体制構築業務委託について【滋賀県感染症対策課】

・自宅療養者等の相談窓口の今後の体制について ..... (総務資料4) p.28

#### (5) 令和4年度第2期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を8月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。

口座振替の会員には、8月29日(月)に指定口座から引き落としをさせていただきます。

#### (6) 「医薬品供給状況にかかる調査」の結果の公表について

先般、日本製薬団体連合が医療用医薬品の供給状況を改善するための調査を実施し、その調査結果が同団体のウェブサイトにて公表されたので、ご確認願いたい。

また、医療機関に対して、改めて医薬品の適切な購入をお願いするとともに、具体的には以下の対応について協力依頼があったのでご了知願いたい。

- ・「1か月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注をお願いしたい。
- ・同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただきたい。

調査結果の詳細は、日本製薬団体連合会ウェブサイト参照

<http://www.fpma.j.gr.jp/StableProcurement/>

## (7) 通信障害発生時における通信手段の確保について

先般、厚労省から、令和4年7月2日未明からKDDI株式会社の通信回線における大規模な通信障害により、音声通話やデータ通信が利用しづらい状況が続くなどの影響が生じたことを踏まえ、医療機関に対して、通信障害が発生した場合であっても診療を継続できるよう努めていただきたいとの通知があった。

通信回線は医療提供を行う上での重要なライフラインであるため、通信障害が発生した場合でも診療等に影響が生じることがないように平時から体制を整備していく必要がある。

については、次の具体的な手段を参考に、対策を講じていただきたい。

- ・医療施設における休日夜間の診療体制を維持するため、職員との連絡手段を確保する。
- ・患者からの電話を受信できるよう複数の通信手段を確保し、受信可能な電話番号をホームページに掲載するなどの体制を整備する。
- ・在宅医療や訪問看護などを実施している医療施設等において、当該医療施設等が利用している連絡手段が使用できない場合は、固定電話等の代替的な連絡先を患者等に伝える。
- ・特にリスクの高い在宅患者等について、患者等との連絡がとれない場合には、別の連絡手段を確保することや、頻回な訪問等による安否確認を行うことなど、通信障害が発生した場合であっても診療を継続できるよう努める。

## (8) 「日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度応用研修会 (Web 講習会)」の開催日程について..... (総務資料5) p. 32

## (9) 「オンライン資格確認等システム」導入に係るオンライン資格確認等コールセンターから医療機関への架電について (状況報告) ..... (総務資料6) p. 37

・現在、資料の3ページ目下段に記載のスケジュールのとおり、「オンライン資格確認等コールセンター」から全国の「オンライン資格確認等システム未導入医療機関 (特に顔認証付きカードリーダー未申込の医療機関)」及び「オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイトのアカウントを作成していない医療機関」あてに架電が実施されている。

・電話の内容は次の2点。

- ①令和5年4月から保険医療機関・薬局における標記システム導入について原則として義務化することが閣議決定されたこと。(←この点を強調した電話内容とのこと)
- ②オンライン資格確認関係補助金については令和5年3月末までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月末までに補助金交付申請をした医療機関が対象であること。

## (10) 令和4年度 要保護および準要保護児童生徒に係る医療券による治療について (依頼) ..... (総務資料7) p. 44

## (11) 令和4年度 小児アレルギー疾患対策医療関係者研修会の開催について (通知) ..... (総務資料8) p. 52

(12) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について（通知）

甲賀市立信楽中央病院、医療法人マキノ病院.....（総務資料 9） p. 57

(13) 令和 4 年度「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」開催のご案内

.....（総務資料 10） p. 59

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について

今般、医療機関における感染対策について、専門家から新型コロナウイルス感染症の感染リスクや感染対策に関する知見が蓄積される中で、効果的かつ負担の少ない感染対策の考え方と、その実施にむけた対策の一例が提言されたことを踏まえて、改めて、各医療機関における具体的な感染対策の手法が示されたので、ご確認願いたい。

[効果的かつ負担の少ない院内感染対策の主な例]

※日本環境感染学会『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版』に準拠

○外来で新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する場合は、「インフルエンザ流行時に準じた対応（空間的／時間的隔離、換気、マスク、優先診察などによる対応）」が可能。

○基本的感染対策

接触－飛沫－エアロゾル感染対策＋空間の分離が基本。接触感染対策は最小限かつ効果的に。

○接触感染対策

過剰な環境消毒の中止（頻回の環境消毒、抗菌コート、エレベーターのボタンカバーなど）

○PPEの使用

直接接触のリスクが少ない場合（問診、診察、検温など）にはガウンは不要。

（移乗介助、身体リハ、むせこみ食事介助、おむつ交換などの場合はガウン着用を考慮）

○ゾーン設置による対応

インフルエンザ流行期と同様、部屋単位で部屋内（患者ゾーン：レッド）、ドアの周囲（中間ゾーン：イエロー）として対応（病棟全体のゾーニングは基本的には不要）

○面会希望への対応

● 個々の患者の状況等を考慮して面会を受入れ

（例：新生児・小児、出産立会い、看取りなど、家族や関係者の面会の必要性・重要性が高い場面から受入れ）

● 面会時の基本的な感染対策（体調確認・マスク・手指消毒等）に加えて、面会場所の工夫（換気・距離・大部屋は避ける）や人数・時間制限などにより院内感染のリスクを低減

○病棟で新型コロナウイルス感染症の入院患者を診療する場合、病棟全体のゾーニング（専用病棟）を行わなくても、当該患者を受け入れることができる。

<例：病棟内の一部の区画において、新型コロナウイルス感染症患者を隔離する場合のゾーニングや个人防护具の着脱の手法>

●病室などの患者が滞在する区域をレッド、清潔区域をグリーンとして区分する（さらに施設によってはPPEを脱ぐ区域をイエローゾーンとして設ける）。

●施設内に陰圧空調を備えた病室が設置されている場合には、エアロゾル発生手技が高頻度を実施される患者を優先的に収容する。陰圧空調設備を有しない施設では、

エアロゾル発生手技の実施前後に病室内の換気を行う。

- 新型コロナウイルス感染症の入院患者を、病棟の一部で病室毎のゾーニングを行うことにより管理する。

## (2) 日本医師会 会員の倫理・資質向上委員会 作成

### 「【増補版】医の倫理について考えるー現場で役立つケーススタディ」について

医療の現場では、これまで想定し得なかったような事件も立て続けに生じ、2021年12月に大阪では元患者によってクリニックが放火され、医師や患者が多数死亡した。また、2022年1月の埼玉県の在宅医療現場での立てこもり事件では、医師や理学療法士、介護士が標的となって医師が死亡した。改めて医療の現場での安全をいかに図るかという深刻な課題が提示され、医師も患者も一緒になって、医療というインフラとその関係者をどのように守っていくかが一層重要である。

今般、増補版が作成され、新たに32題の問題が示された。多くの医療関係者の倫理教育等の学習の一助としてご活用願いたい。

詳細は、日本医師会 HP 参照

[https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/rinri\\_cs2.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/rinri_cs2.pdf)

## (3) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省 HP に掲載されているのでご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00007.html)

☆令和4年7月8日付け

### ①組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (ヌバキソビッド筋注)

新設：重要な基本的注意

心筋炎、心膜炎が報告されているため、被接種者又はその保護者 に対しては、心筋炎、心膜炎が疑われる症状（胸痛、動悸、むくみ、呼吸困難、頻呼吸等）が認められた場合には、速やかに医師 の診察を受けるよう事前に知らせること。

## (4) 「廃棄、物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

環境省では廃棄物分野における新型コロナウイルス感染症の拡大への対応の経験等を生かし、更なる感染拡大等に備えるため、本年6月に標記を改訂した（前回改定は平成30年3月）。

医療機関から排出される感染性廃棄物の処理については、本マニュアルをもとに行われるため、改訂内容をご確認のうえ対応願いたい。

[主な改訂内容]

### ● 第1章 国際的に脅威となる感染症について

新設：新型コロナウイルス感染症の拡大への対応

### ● 第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理

追記・更新：感染性廃棄物の梱包、排出時の細かな取扱い

### ● 第5章 感染性廃棄物の処理の委託

追記：特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト義務化

### ● その他

追記：「急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）」の取扱い

（前回改定以降に、感染症法の五類感染症に追加）

詳細は、環境省 HP を参照

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/post\\_36.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html)

## 【保 険 部】

### (1) 疑義解釈資料（その14）について 【日医発第619号】

(県医師会報 7月号の 75 ページに掲載済)

(2) 疑義解釈資料 (その 15) について 【日医発第 640 号】

(県医師会報 7月号の 76~77 ページに掲載済)

(3) 疑義解釈資料 (その 18) について 【日医発第 714 号】

(県医師会報 8月号に掲載予定)

(4) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 632 号】

(新たに保険適用が認められた検査等 -令和 4年 7月 1日適用-)

(県医師会報 7月号の 50~52 ページに掲載済) (日医雑誌 9月号にも掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

(5) 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 71)」及び「『新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について』の一部改正について」について 【日医発第 668 号】 (県医師会報 8月号に掲載予定)

(6) 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について 【日医発第 520 号】

(県医師会報 7月号の 55~56 ページに掲載済) (日医雑誌 9月号にも掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

(7) 使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部改正等について 【日医発第 648 号】

(県医師会報 8月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

(8) オファツムマブ製剤 (銘柄名:ケシンプタ皮下注 20mg ペン) の在宅自己注射について

【日医発第 492 号】 (県医師会報 7月号の 56 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

(9) 令和 4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

【日医発第 639 号】 (抜粋して県医師会報 7月号の 60 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「令和 4年度 診療報酬改定に関する情報」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r04kaitei/>

(10) 「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー)」を記載した場合の診療情報提供料 (I) の算定要件について

(県医師会報 7月号の 72~73 ページに掲載済)

(11) 医療機器の保険適用について（7月1日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 687 号】【日医発第 670 号】

(12) 疑義解釈資料（その 16）について 【日医発第 641 号】

※新型コロナ・インフルエンザウイルス抗原同時検出関係

(13) 疑義解釈資料（その 17）について 【日医発第 678 号】

※新型コロナウイルス抗原検出関係

(14) 令和 4 年度 滋賀県後期高齢者医療被保険者証の更新について

（県医師会報 7 月号の 68～69 ページに掲載済）

- ・令和 4 年 10 月 1 日実施の後期高齢者医療制度改正により一部負担金割合が 2 割になる被保険者がいるため、全ての被保険者に次のとおり 2 回交付する
- ・令和 4 年度被保険者証の有効期間、色：  
【1 回目】令和 4 年 8 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日 うぐいす色（薄緑色）  
【2 回目】令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日 クリーム色（薄黄色）
- ・8 月 1 日以降にびわ色（薄橙色）の被保険者証を持参した患者は保険診療を受けることができないのでご注意くださいとともに、患者に新しい被保険者証を持参するように伝えていただきたい。
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の有効期限は令和 5 年 7 月 31 日であり、2 回交付とはならない。

(15) 長期投与について

（県医師会報 7 月号の 62 ページに掲載済）

- ・「1 回 14 日分を限度」とされている医薬品を、必要最小限の範囲で、1 回 30 日分を限度に投与して差し支えないのは、①海外への渡航、②ゴールデンウィーク、③年末年始のときだけであり、お盆休みや国内旅行は該当しない。
- ・①～③の理由で 14 日分を超えて投与する場合には、診療報酬明細書の摘要欄、あるいは院外処方箋の備考欄に投与した理由（「海外旅行につき」など）を記載すること。

〔その他〕

(16) 令和 4 年度 施設基準等の届出状況等の定例報告等について

（県医師会報 7 月号の 62 ページに掲載済）

※該当医療機関のみ

- ・報告期限：令和 4 年 7 月 29 日（金）
- ・報告先、問合せ先：  
近畿厚生局滋賀事務所 審査課 TEL 077-526-8114

(17) 近畿厚生局及び滋賀県による集団指導（指定時）の実施について

1. 対象保険医療機関：12 診療所
2. 実施方法
  - ・e ラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなす。
  - ・対象保険医療機関に送付されている実施通知にログイン ID 及びパスワードが記載されている。
  - ・視聴可能期間〔令和 4 年 7 月 1 日（金）から令和 4 年 7 月 31 日（日）まで〕内に視聴していただくこととし、令和 4 年 7 月 31 日（日）を指導実施日として取り扱う。

(18) 2022 年度滋賀県におけるパリーブズマブ（シナジス®）の開始時期について

（県医師会報 7 月号の 23 ページに掲載済）

(19) はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の改正について

【日医発第 480 号】

(20) 地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の単位取得方法について

- ・従来は、「原則として、e-ラーニングによる研修の受講は認めない」、「但し、2 年毎の研修修了に関する届出を 2 回以上行った医師については、それ以後の『2 年間で通算 20 時間以上の研修』の履修については、日本医師会生涯教育制度においては、カリキュラムコードとして 29 認知能の障害、74 高血圧症、75 脂質異常症、76 糖尿病の 4 つの研修についても、当該コンテンツがあるものについては、e-ラーニングによる単位取得でも差し支えない」とされていたところ。
- ・「疑義解釈資料（その 15）」の問 3（県医師会報令和 4 年 7 月号の 76 ページを参照）において下記のとおり示された。

「疑義解釈資料（その 1）」の問 257（県医師会報令和 4 年 4 月号の 96 ページを参照）を踏まえ、「これらの 4 つのカリキュラムコードを含め、当該研修については e-ラーニングにより受講しても差し支えない」、「但し、e-ラーニングにより受講する場合は『疑義解釈資料（その 1）』の問 257 の記載事項に留意すること」

- ・今後は、新規に届出される先生も、2 年毎に研修修了に関する届出をされる先生も可能であれば「日医 e-ラーニング」で単位取得いただきたい。

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について

令和2年7月31日付で標記ガイドラインが公表され、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に際しては、遺族等の方の心情や遺体識別の観点から、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用が推奨されているところである。

他方、透明でない納体袋に遺体が格納されている事例もあり、この場合、遺族等がご遺体のお顔を見ることができないままに火葬されてしまう可能性もあることから、今般、標記ガイドラインの適切な運用のため、改めて周知依頼があった、

については、以下をご確認のうえ対応願いたい。

- ①ご遺体は感染管理の観点から、液体が浸透しない非透過性納体袋に収納することが推奨されているものの、色については透明でも感染対策上の支障はなく、御遺族等の方の心情やご遺体識別の観点から、「お顔の部分が透明な」非透過性納体袋の使用が推奨される。
- ②医療機関等が納体袋を調達するに当たっては、「お顔の部分が透明の」と仕様書に記載いただく等、①の趣旨に沿った対応が推奨される。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

下記ホームページ等で情報提供が行われている。

【新型コロナウイルス関連感染症（日本医師会）（随時更新）】

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009082.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html)

- ① 新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン（令和3年12月改訂）  
[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/a\\_guidolines.pdf](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/a_guidolines.pdf)

【医療関係通知（厚生労働省）（随時更新）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/)

- ① 医療機関向け情報（治療ガイドライン、臨床研究など）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00111.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html)

【医療関係通知（滋賀県）（随時更新）】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuu/hukushi/>

### （3）石綿健康被害救済法の改正について

本年6月17日付けで、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律が公布・施行され、具体的には、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等および特別遺族給付金について、請求期限の延長等が行われた。

詳細は、厚生労働省 HP を参照

<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/06.html>

## 3、ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

- 6/24（金）ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱及び実施細則の改正について  
6/25（土）犯罪被害者等支援にかかる精神科医師との連携について（協力依頼）  
6/25（土）令和4年度要保護および準要保護児童生徒に係る医療券による治療について（依頼）  
6/27（月）滋賀県医師会「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を様式ダウンロード集にアップしました。参考にして下さい。  
6/27（月）第5回 草津栗東認知症連携カンファレンスについて（申込期限 7月1日16時）  
6/28（火）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第1.1版）」の周知について  
7/1（金）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）  
7/1（金）新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の供給の役割を担う薬局について  
7/1（金）【済生会滋賀県病院】合同カンファレンス日程のご案内  
7/1（金）令和4年度二次救急診療業務委託医療機関当番日の変更について（通知）  
7/5（火）【再周知】6/17搭載済 淡海医療センター新型コロナワクチン接種場所と日程の変更のお知らせ  
7/11（月）新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関及び薬局への配分について（別紙及び質疑応答集の修正）  
7/12（火）様式ダウンロード集の『2022年診療報酬改定関連「連携強化加算・サーベイランス強化加算」』に2022年度感染症報告集計表(Excel)と外来抗菌薬調査2022年度(Excel)をアップしました  
7/12（火）済生会滋賀県病院からのご案内（外来感染対策向上加算・連携強化加算にかかる運用とカンファレンスの開催について）  
7/13（水）淡海医療センターからのご案内（外来感染対策向上加算・連携強化加算に係る書類提出とカンファレンスの開催について）  
7/13（水）新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について  
7/13（水）経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）の医療機関及び薬局への配分について  
7/19（火）「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の支援強化にかかる保健所体制構築

- 業務委託」の実施に伴う自宅療養者等の相談窓口の今後の体制について
- 7/19 (火) 新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットの供給について
  - 7/19 (火) 滋賀県立リハビリテーションセンター研修一覧
  - 7/20 (水) 新型コロナウイルス感染症の発生届の届出にかかる留意事項について
  - 7/20 (水) 新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の申請手続について (周知)
  - 7/20 (水) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準 等について (一部改正)」の一部改正
  - 7/22 (金) 滋賀県自宅療養者等支援センターへの健康観察 業務一部委託の開始について(草津保健所からの依頼)
  - 7/22 (金) 「滋賀県におけるHER-SYSでの発生届の登録手順等について」
  - 7/22 (金) 草津市電子申請システムリーフレット (4回目接種券発行)
  - 7/25 (月) サル痘に関する情報提供及び協力依頼について
  - 7/25 (月) 新型コロナウイルス感染症 発生届
  - 7/27 (水) 医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応通知の一部改正

- 4、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内..... (総務資料 11) p. 64
- 5、滋賀県医師会行事予定表..... (総務資料 12) p. 65
- 6、当医師会の 8 月行事予定表..... (総務資料 13) p. 69

# ☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

## 1. 所得補償保険のご案内

多くの先生方にご加入いただいております、団体所得補償保険の引受条件が令和3年10月1日より改定（緩和）されました。

病気やケガにより働けなくなったときの収入減少を補償する保険で、入院中だけではなく自宅療養中も補償されます。団体割引30%が適用されているため、一般契約でご加入されるよりも保険料が割安になります。是非、新規ご加入をご検討ください。

### 【こんな方におすすめ】

- ・ 現在の健康状態の告知によって、保険にご加入できない方
- ・ 過去の病気や入院・手術によって、保険にご加入できない方
- ・ 保険にご加入されていても、特定の病気・症状が補償の対象外となっている方

## 2. おまとめ DM「医師協スクエア」のご案内

7月下旬に「医師協スクエア」をお届けいたします。今回は8月1日に発売されますリング型パルスオキシメーター「Checkme Ring」の発売記念キャンペーン、人気の医療機器をピックアップしたMEガイドセレクション、FOLK ウエア限定夏の大特価セールのご案内等盛りだくさんでお届けしております。

お問い合わせは購買課までご連絡ください。皆様のご利用をお待ちしております。

## 3. 「医療用品カタログ GooDs」の取扱いについて(夏期休業期間)

ご注文日	受付日
令和4年8月12日（金）15時まで	通常受付（当日受付）
令和4年8月12日（金）15時以降～8月16日（火）	令和4年8月17日（水）受付
令和4年8月17日（水）から	通常受付

WEB注文は休業期間にかかわらず通常どおりご注文いただけます。

## 4. 事務局夏期休業のお知らせ

この期間は電話受付等、全ての業務をお休みとさせていただきます。

休業期間：令和4年8月15日（月）、16日（火）

## 5. 組合への届出についてお願い

下記の事由等が発生した場合は、当組合においてお手続きが必要となります。お手数ですがお早めに事務局までご連絡をお願いいたします。

### 【主な届出事項】

法人化、法人代表者変更、事業承継、廃業、振替口座変更、住所・電話番号等変更（医院・自宅）、その他変更・訂正がある場合

新型コロナウイルスワクチン接種について

令和4年7月30日 草津市・栗東市

1. 接種実績

①草津市

(7月27日現在VRSより)

	1回目	2回目	3回目	4回目
接種回数	109,346回	108,733回	82,341回	12,244回
接種率(対象者)	83.2%	82.8%	67.8%	29.7%
接種率(全人口)	79.7%	79.2%	60.0%	8.9%

(参考)令和4年1月4日時点

草津市人口	137,229人
初回接種対象者(5歳以上)	131,394人
追加接種対象者(12歳以上)	121,373人
4回目接種対象者(60歳以上、基礎疾患等)	41,200人

②栗東市

(7月27日現在VRSより)

	1回目	2回目	3回目	4回目
接種回数	55,061回	54,710回	39,932回	2,244回
接種率(対象者)	82.6%	82.1%	64.9%	11.8%
接種率(全人口)	78.3%	77.8%	56.8%	3.2%

(参考)令和4年1月1日時点

栗東市人口	70,345人
初回接種対象者(5歳以上)	66,660人
追加接種対象者(12歳以上)	61,549人
4回目接種対象者(60歳以上、基礎疾患等)	19,085人

《参考》国・県の接種率

(ワクチン接種ダッシュボード：国7月27日現在、県7月27日現在、全人口比)

	1回目	2回目	3回目	4回目
国	82.0%	80.9%	62.7%	7.2%
県	81.7%	80.8%	61.5%	7.0%

2. 現在の接種体制

①集団接種

	接種会場	期間	使用ワクチン	運営形態
草津市	エイスクエア	<b>【4回目接種】</b> ●6月～9月まで：月～土 3回目接種集団接種者（60歳以上）は日時指定（8月7日（日）について臨時接種日開設） ※3回目接種（18歳以上）も可	モデルナ社	一般財団法人京都工場保健会委託
栗東市	アル・プラザ栗東	<b>【4回目接種】</b> ●毎週日曜午後 ※1回目、2回目、3回目接種も可（12歳以上）	ファイザー社	直営
		<b>【4回目接種】</b> ●毎週金曜日、土曜日に実施 ※3回目接種（18歳以上）も可 ※夜間接種を実施（20歳～40歳代接種率向上対策の一環） (7/22(金)～8/26(金)の毎週金曜日 16:30～19:30) うち3回目接種対象者の予約なし接種を実施 (8/5(金)～8/26(金)の毎週金曜日 17:00～19:00) 周知：広報、ホームページ 18歳以上の3回目接種対象者に個別通知	モデルナ社・ファイザー社	近江トラベル(株)委託
設備の整った病院での接種：淡海医療センター、済生会滋賀県病院				

【共通】・4回目接種を医療従事者・高齢者施設等従事者に拡大して実施

（草津市：60歳以上で3回目接種を集団接種で受けた方は日時指定で案内）

（栗東市：65歳以上は日時指定で案内）

・市内医療機関については、接種者リストにより、接種券発送（その他医療従事者については申請により発行）

【栗東市から】日曜日の集団接種（12歳以上の接種）につきましては、引き続き草津栗東医師会様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ②個別接種

（令和4年7月27日現在）

	4回目接種		3回目接種	初回接種	小児接種 （初回）	医療機関 数
		うち条件なし				
草津市	44	23	31	29	6	106
栗東市	17	3	18	17	3	41
計	61	26	49	46	9	147

両市ともに接種可能日より早めに接種券を発送しています。必ず、受付・予診時に、接種間隔・年齢等について、ダブルチェックを行うなど、十分に確認を行ってください。4回目接種の場合は、3回目接種日から5か月経過している必要があります。また、特に、11歳以下（小児ワクチン）と12歳以上（大人ワクチン）の年齢区分については、外見のみで判断することなく、十分ご注意ください。

### 3. 今後のワクチン接種について

#### （1）オミクロン株対応ワクチンの接種について

接種時期：早ければ今年の秋以降

対象者：詳細は未定

接種間隔：詳細は未定

接種期間：詳細は未定

※ただし、初回接種（1・2回目）完了者に向けて接種券を準備するよう通知はあり、接種期間についても延長の予定。

#### （2）新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種について

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種を認める。

※インフルエンザワクチン以外のワクチンについては、これまでどおり13日以上の間隔を空ける。

（参考）

年代別接種率（別紙）

県促進期間→若年層を中心とする3回目接種の促進に協力をお願いします。

市区町村名	回数	5-9歳	10-11歳	12-14歳	15-17歳	18-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上	
草津市	1	11.14%	23.80%	62.74%	83.98%	89.41%	81.50%	90.48%	83.46%	80.90%	85.12%	86.71%	99.96%	94.68%	95.51%	86.23%	95.17%	99.44%	105.22%	102.52%	103.90%	101.71%	110.53%	84.33%
草津市	2	10.52%	22.39%	61.85%	83.30%	88.81%	80.56%	89.76%	82.91%	80.61%	84.81%	86.33%	99.73%	94.42%	95.36%	85.99%	95.03%	99.28%	104.92%	101.74%	103.64%	101.42%	110.53%	83.84%
草津市	3	0.00%	0.00%	21.06%	33.02%	43.07%	44.52%	53.78%	52.74%	52.08%	58.69%	65.21%	82.35%	82.40%	88.23%	82.85%	92.41%	96.50%	101.68%	97.99%	99.74%	98.86%	105.26%	63.25%
草津市	4	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.07%	0.13%	0.09%	0.15%	0.19%	0.32%	0.80%	3.67%	29.55%	34.48%	35.52%	32.75%	28.00%	24.78%	18.52%	12.28%	7.81%
守山市	1																							
栗東市	1	10.96%	22.03%	62.31%	82.41%	86.86%	84.65%	82.38%	80.89%	82.25%	80.69%	84.07%	101.24%	96.54%	97.94%	86.15%	95.09%	97.94%	106.17%	100.84%	100.77%	104.44%	63.16%	82.67%
栗東市	2	10.42%	20.85%	61.81%	81.76%	86.13%	83.65%	81.78%	80.28%	81.69%	80.20%	83.69%	100.87%	96.30%	97.77%	85.99%	95.01%	97.69%	106.01%	100.56%	100.19%	104.44%	63.16%	82.16%
栗東市	3	0.00%	0.00%	21.20%	32.63%	41.48%	45.31%	48.82%	45.35%	48.10%	51.08%	61.89%	81.55%	83.39%	89.57%	82.51%	92.31%	95.26%	102.87%	97.58%	95.17%	96.30%	63.16%	59.29%
栗東市	4	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.02%	0.00%	0.06%	0.09%	0.03%	0.26%	0.29%	2.23%	9.09%	9.17%	7.97%	8.72%	9.41%	9.65%	5.93%	10.53%	1.92%
滋賀県	1	10.54%	20.19%	63.58%	80.51%	87.32%	84.81%	84.05%	80.38%	82.53%	82.68%	86.24%	98.47%	90.70%	93.45%	88.70%	96.79%	97.25%	102.22%	99.71%	101.44%	106.56%	98.47%	84.37%
滋賀県	2	9.69%	18.79%	62.57%	79.90%	86.65%	83.97%	83.34%	79.81%	82.01%	82.28%	85.88%	98.16%	90.49%	93.26%	88.53%	96.59%	97.01%	101.88%	99.22%	100.70%	105.43%	97.06%	83.85%
滋賀県	3	0.00%	0.00%	20.89%	30.79%	42.38%	47.23%	50.39%	48.97%	51.44%	55.90%	63.69%	79.62%	78.35%	85.66%	84.44%	93.07%	93.68%	97.67%	94.03%	94.22%	97.21%	86.82%	63.90%
滋賀県	4	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.01%	0.03%	0.05%	0.05%	0.11%	0.15%	0.28%	0.53%	3.67%	16.31%	20.32%	24.35%	26.17%	24.30%	22.17%	20.55%	17.65%	6.14%
国	1	14.71%	26.06%	65.56%	79.23%	85.27%	80.89%	81.59%	79.81%	80.96%	81.22%	84.36%	94.80%	90.20%	91.71%	87.18%	94.71%	94.62%	100.12%	98.58%	100.41%	103.05%	99.78%	81.36%
国	2	13.51%	24.28%	64.53%	78.65%	84.57%	80.08%	80.89%	79.24%	80.46%	80.81%	84.02%	94.50%	89.97%	91.52%	87.01%	94.52%	94.40%	99.81%	98.19%	99.91%	102.41%	98.77%	80.84%
国	3	0.00%	0.00%	24.03%	35.32%	43.17%	45.48%	49.22%	49.97%	52.19%	56.22%	63.11%	76.64%	77.90%	83.54%	82.61%	90.78%	90.99%	95.67%	93.23%	94.30%	96.06%	91.69%	62.59%
国	4	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.05%	0.08%	0.11%	0.15%	0.21%	0.31%	0.54%	0.84%	5.24%	14.69%	18.51%	23.49%	24.88%	21.99%	20.23%	19.62%	18.33%	6.11%

事 務 連 絡  
令和4年(2022年)7月19日

一般社団法人滋賀県医師会 }  
一般社団法人滋賀県病院協会 } 御中  
各地域医師会 }

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の発生届の届出にかかる留意事項について

平素は、本県の感染症対策にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

このことについて、令和4年6月30日付け健発0630第1号にて厚生労働省健康局長から通知のあった「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(公布通知)」において、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の届出事項が簡素化されたところです。

今般、発生届の届出に際して、HER-SYSへの入力手順および留意事項等を下記のとおりまとめましたので、貴会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添写しのとおり関係機関あて送付しておりますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. HER-SYSで発生届を届出される際の手順およびQ&Aについて

発生届の届出事項の簡素化に伴い、HER-SYSによる発生届の届出手順を別紙1、Q&Aを別紙2のとおりまとめましたので、ご確認いただくとともに、HER-SYSによる発生届の届出にご協力賜りますようお願いいたします。

#### 2. HER-SYS入力にかかる説明会動画の掲載について

滋賀県医師会ホームページの会員専用ページに、HER-SYSの入力にかかる説明会動画を掲載しますので、併せてご案内させていただきます。

#### 3. 連絡用紙の提出(入力)について

現在、新型コロナウイルス感染症の発生届を届出いただく場合は、コントロールセンターでの入院調整の要否を判断するための情報として、別途「連絡用紙」の提出（HER-SYSによる届出の場合は「ID管理タブ」への入力）をお願いしているところですが、発生届の届出事項が簡素化されたこと等に伴い、連絡用紙の取り扱いについて、以下のとおり対応を変更させていただきます。

① HER-SYSによる届出の場合（別紙1 16～19ページ参照）

「ID管理」タブ内の自由記述欄に連絡用紙の内容（入院調整の要否を判断するための情報）を記載いただいているところですが、今後は不要とさせていただきます。

なお、入院調整の要否を判断するため、入力必須とはなっておりませんが、重症化リスクや症状については、引き続き入力いただきますようお願いいたします。

また、入院の必要性がある場合は、その理由（38℃以上の発熱が続く、SpO2 95%以下等）を発生届の特記事項欄に入力いただきますようお願いいたします。

② FAXによる届出の場合（別紙1 15ページ参照）

今後は「連絡用紙」の提出は不要とさせていただきます。

ただし、入院の必要性がある場合は、発生届の余白にその理由（38℃以上の発熱が続く、SpO2 95%以下等）をご記入いただきますようお願いいたします。

4. 患者情報の確認方法について

医療機関において登録された患者情報を確認いただく際の手順については、別紙1の24～26ページに記載しておりますので、併せてご案内させていただきます。

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課 調査・検査係 村井 TEL :077-528-3584 FAX :077-528-4866 E-mail:coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp
---

(写)

事 務 連 絡  
令和4年(2022年)7月19日

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関  
帰国者・接触者外来等関係病院  
保険適用事務締結医療機関

} 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の発生届の届出にかかる留意事項について

平素は、本県の感染症対策にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

このことについて、令和4年6月30日付け健発0630第1号にて厚生労働省健康局長から通知のあった「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(公布通知)」において、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の届出事項が簡素化されたところです。

今般、発生届の届出に際して、HER-SYSへの入力手順および留意事項等を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

医療機関の皆様におかれましては、ご承知おきいただきますとともに、引き続きご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

記

1. HER-SYSで発生届を届出される際の手順およびQ&Aについて

発生届の届出事項の簡素化に伴い、HER-SYSによる発生届の届出手順を別紙1、Q&Aを別紙2のとおりまとめましたので、ご確認いただくとともに、HER-SYSによる発生届の届出にご協力賜りますようお願いいたします。

2. HER-SYS入力にかかる説明会動画の掲載について

滋賀県医師会ホームページの会員専用ページに、HER-SYSの入力にかかる説明会動画を掲載しておりますので、併せてご案内させていただきます。

3. 連絡用紙の提出(入力)について

現在、新型コロナウイルス感染症の発生届を届出いただく場合は、コン

トロールセンターでの入院調整の要否を判断するための情報として、別途「連絡用紙」の提出（HER-SYS による届出の場合は「ID 管理タブ」への入力）をお願いしているところですが、発生届の届出事項が簡素化されたこと等に伴い、連絡用紙の取り扱いについて、以下のとおり対応を変更させていただきます。

① HER-SYS による届出の場合（別紙1 16～19 ページ参照）

「ID 管理」タブ内の自由記述欄に連絡用紙の内容（入院調整の要否を判断するための情報）を記載いただいているところですが、今後は不要とさせていただきます。

なお、入院調整の要否を判断するため、入力必須とはなっておりませんが、重症化リスクや症状については、引き続き入力いただきますようお願いいたします。

また、入院の必要性がある場合は、その理由（38℃以上の発熱が続く、SpO2 95%以下等）を発生届の特記事項欄に入力いただきますようお願いいたします。

② FAX による届出の場合（別紙1 15 ページ参照）

今後は「連絡用紙」の提出は不要とさせていただきます。

ただし、入院の必要性がある場合は、発生届の余白にその理由（38℃以上の発熱が続く、SpO2 95%以下等）をご記入いただきますようお願いいたします。

4. 患者情報の確認方法について

医療機関において登録された患者情報を確認いただく際の手順については、別紙1の24～26ページに記載しておりますので、併せてご案内させていただきます。

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課 調査・検査係 村井 TEL :077-528-3584 FAX :077-528-4866 E-mail:coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp
---

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿  
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

(\*)欄は、該当する番号を右欄に記入

報告年月日 2 0 2 2 年 〇 〇 月 〇 〇 日

医師の氏名	健康 滋賀										
従事する病院・診療所の名称	滋賀県庁医院										
上記病院・診療所の所在地(※1)	滋賀県草津市草津三丁目14番75号										
電話番号(※1)	0	7	7	X	X	X	X	X	X	X	※1病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記入(電話番号はハイフンは含まない)

診断(検案)した者(死体)の類型(*)	1
1. 患者(確定例)、2. 無症状病原体保有者、3. 疑似症患者(※2)、4. 感染症死亡者の死体、5. 感染症死亡疑い者の死体	
※2疑似症患者について、入院を要しないと認められる場合は、発生届の提出は不要	

フリガナ	シカ タロウ	性別(*)	1					
当該者氏名	滋賀 太郎							
生年月日(西暦)	1991	年	01					
		月	01					
		日						
診断時の年齢(※3)	31	歳						
		カ月						
当該者所在地(※4)	〒 - 滋賀県大津市京町4丁目2-1							
当該者電話番号(※5)	090	X	X	X	X	X	X	※3 月齢は0歳児のみ記入、右詰めに記入
保護者氏名(※6)								
保護者電話番号(※5,6)								
※5 電話番号は、連絡が取れる番号(携帯電話番号を推奨)、左詰めに記入(ハイフンは含まない) ※6 保護者氏名および電話番号は、患者が未成年の場合のみ記入								

診断(検案)年月日	2	0	22	年	7	月	1	日
診断の根拠となった検体の採取年月日(※7)	2	0	22	年	7	月	1	日
発病年月日(有症状の場合)	2	0	22	年	6	月	30	日
死亡年月日(死亡者検案の場合)	2	0		年		月		日

**【FAXで提出いただく場合】**  
 「届出時点の入院の必要性の有無」(※)が「有」の場合は、この余白に、その理由を記載してください

※7 疑似症患者の検体採取年月日は、診断(検案)年月日を記入

ワクチン接種回数(※8)	3	回	直近の新型コロナウイルスワクチン接種年月日	2	0	22	年	5	月	1	日
直近に接種した新型コロナウイルスワクチン(*) (注)下記以外のワクチン接種の場合は6. その他に記入											
1. ファイザー、2. モデルナ、3. アストラゼネカ、4. ノババックス、5. 不明											
6. その他											

※8 ワクチン接種回数が0の場合は「0」と記入し、不明の場合は「不明」と記入

重症化のリスク因子となる疾病等の有無 (注)該当する番号の横に✓、下記以外のリスク因子があれば13. その他に記入																				
1. 悪性腫瘍、2. 慢性呼吸器疾患(COPD等)(※9)、3. 慢性腎臓病、4. 心血管疾患、5. 脳血管疾患、6. 喫煙歴、7. 高血圧、8. 糖尿病、9. 脂質異常症、10. 肥満(BMI30以上)、11. 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、12. 妊娠																				
1		2		3		4		5		6	✓	8		9	✓	10		11		12
13. その他																				

※9 慢性閉塞性肺疾患、間質性肺疾患、肺塞栓症、肺高血圧、気管支拡張症等

届出時点の重症度(「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」による。)(*)	1		
1. 軽症、2. 中等症Ⅰ(呼吸不全なし)、3. 中等症Ⅱ(呼吸不全あり)、4. 重症、5. 無症状			
届出時点の入院の必要性の有無(*)	2	届出時点の入院の有無(*)	2
1. 有、2. 無		1. 有、2. 無	

(※)

この届出は診断後直ちに行ってください

# ●特に入力が必要な項目について

**※特に入力いただきたい項目について抜粋しております。**

発生届(ver.2) ※ 発生届の提出は、感染症法第12条に基づく義務です。必要な事項を入力の上、速やかに提出して下さい。

FAX様式

医師の氏名	健康	滋賀	医師マスタに登録する
従事する病院・診療所の名称	滋賀県庁医院		外来機関を検索
上記病院・診療所の所在地(※)	滋賀県草津市草津三丁目14番75号		
電話番号(※)	077-XXX-XXXX		

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

**【報告年月日】**  
 ◎自動で報告日が入力されます。  
 ◎**報告日は変更しないでください。**  
 ◎**日付けを変更すると、保健所等での抽出作業時に漏れる恐れがあります。**

**【病院・診療所の名称】**  
 ◎「外来機関を検索」ボタンを押下し、“外来機関名”を入力し検索してください。  
**【医師の氏名】**  
 ◎病院・診療所の名称を選択後、医師の氏名が入力可能となります。

<b>1 診断(検案)した者(死体)の種類</b> ※疑似症患者について、入院を要しないと認められる場合は、発生届の提出は不要				
患者(確定例) ▼				
<b>2 当該者氏名(フリガナ)</b>		<b>3 性別</b>	<b>4 生年月日</b>	<b>5 診断時の年齢(0歳は月齢)</b>
( シガ タロウ ) 滋賀 太郎		<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/> その他	西暦 ▼ 1991/01/01	31歳(5か月)
<b>6 当該者所在地</b> 〒 (郵便番号は省略可) 滋賀県 ▼ 大津市京町 4丁目1-1				
※住所は現在居住している住所を記入				
<b>7 当該者住所</b> 〒 郵便番号 市区町村 丁目番地				
※住民票のある住所等 当該者所在地と同じ 当該者電話番号と同じ 電話番号 ※連絡のつく携帯電話推奨				
<b>8 保護者氏名</b>		<b>9 保護者電話番号</b> ※保護者氏名、電話番号は患者が未成年の場合のみ記入		
		当該者電話番号と同じ 電話番号		
<b>10 診断情報</b>				
診断(検案)年月日	2022/07/01	×		
検体採取日(診断の根拠となったもの)	2022/07/01	×		
発病年月日(有症状の場合)	2022/06/30	×		
死亡年月日(死亡者検案の場合)	日付選択			

**【診断した者の類型】**  
 ◎**みなし陽性**の場合は、「**疑似症患者**」を選択してください。

**【検体採取日】**  
 ◎療養期間に影響するため、正確に入力してください。  
 ◎**みなし陽性**の場合は「**診断年月日**」を入力してください。

**【発症年月日】**  
 ◎有症状の場合は、必ず入力してください。

**【当該者電話番号】**  
 ◎**携帯電話番号の入力が推奨されています。**  
 ◎番号に誤りがないか十分に注意してください。  
 ◎当該者電話番号は、患者自身が健康状態を入力するシステム「My HER-SYS」の活用になります。**※携帯電話番号に対してのみ可**

1 1 新型コロナウイルスワクチン接種履歴 ※ワクチン接種回数が0の場合は「0」と選択し、不明の場合は「不明」と選択

新型コロナウイルスワクチン接種回数  回

直近の新型コロナウイルスワクチン接種年月日  /  /

直近の接種ワクチン

※リストに無いワクチンの場合は、その他を選択し接種ワクチンの種類を記入

【ワクチン接種履歴】  
◎聞き取りでわかる場合は、入力してください。

1 2 重症化リスク因子となる疾患等の有無  無  有 ※複数選択可  
(有無)を選択後、該当する番号にすべてチェックを入れ、選択肢以外のリスク因子があれば13.その他に記入

1.悪性腫瘍	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
2.慢性呼吸器疾患 (COPD等)	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	※慢性閉塞性肺疾患、間質性肺疾患、肺塞栓症、肺高血圧、気管支拡張症等
3.慢性腎臓病	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
4.心血管疾患	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
5.脳血管疾患	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
6.喫煙歴	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
7.高血圧	<input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有	
8.糖尿病	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
9.脂質異常症	<input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有	
10.肥満 (BMI30以上)	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
11.臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用、その他の事由による免疫機能の低下	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
12.妊娠	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
13.その他	<input type="text"/>		

【重症化リスク因子となる疾患等の有無】  
◎該当する基礎疾患を漏れなく選択してください。  
◎選択肢に該当しない基礎疾患は、「その他」に入力してください。

【発生届出時点の重症度】  
◎有症状の場合は、必ず選択してください。

【届出時点の入院の必要性の有無】  
◎「有」の場合は、「18 ゲノム解析」の特記事項欄に、その理由の記入をお願いいたします。  
◎みなし陽性の場合は、「無」を選択してください。

【届出時点の入院の有無】  
◎「有」の場合、「14 発生届時点の入院」が必須入力項目となります。

1 3 発生届出時点の重症度 (新型コロナウイルス感染症診療の手引きによる。)

軽症  中等症I (呼吸不全なし)  中等症II (呼吸不全あり)  重症  無症状

届出時点の入院の必要性の有無  無  有

届出時点の入院の有無  無  有

【担当保健所】  
◎担当保健所は、患者の所在地又は住所に応じて自動で入力されます。  
◎担当保健所を医療機関の最寄りの保健所に変更してください。  
※記載例のケースでは、担当保健所は「大津市保健所」ではなく、「草津保健所」となります。

補足情報入力

届出先保健所  11

担当保健所

※以降の任意入力項目は、赤枠部分について入力をお願いいたします。

以降、任意入力項目

<b>1 4 発生届出時点の入院</b>	
入院年月日	日付選択
入院医療機関	医療機関名を検索 <input type="text"/> × <b>医療機関を検索</b>
<b>1 5 当事者情報</b>	
その他の住所 〒 郵便番号 <input type="text"/>	市区町村 <input type="text"/> 丁目番地 <input type="text"/>
※ 6 当事者所在地・7 当事者住所とは異なる居住地が存在する場合に記入 当事者所在地と同じ <input type="checkbox"/>	
職業 <input type="text"/>	当事者電話番号と同じ <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="text"/> <small>連絡のつく携帯電話推奨</small>
<b>1 6 診断方法</b>	
検査	検査方法: <input type="text"/>
	検体: <input type="text"/>
	検体採取日: 日付選択
結果:	<input type="radio"/> 陰性 <input type="radio"/> 陽性 <input type="radio"/> その他
自由記述欄	<input type="text"/>

【発生届出時点の入院】  
◎届出時点の入院が「有」の場合は、必須入力項目となります。

◎「医療機関を検索」ボタンを押下し、“医療機関名”を入力し検索してください。  
◎入院年月日が不明の場合は、おおよその月日を入力してください。

例)

- ・2021年8月初旬に入院  
→ 2021年8月1日
- ・2021年8月中旬に入院  
→ 2021年8月15日
- ・2021年8月下旬に入院  
→ 2021年8月31日

【自由記述欄】

◎みなし陽性の場合は、「臨床診断」と記入してください。

【酸素飽和度】  
◎酸素飽和度を確認している場合は、入力してください。

◎確認していない場合は、入力不要です。

### 17 症状

- ・発熱  無  有
- ・咳  無  有
- ・咳以外の急性呼吸器症状  無  有
- ・肺炎像  無  有
- ・重篤な肺炎  無  有
- ・急性呼吸窮迫症候群  無  有
- ・多臓器不全  無  有
- ・全身倦怠感  無  有
- ・頭痛  無  有
- ・嘔気/嘔吐  無  有
- ・下痢  無  有
- ・結膜炎  無  有
- ・嗅覚・味覚障害  無  有
- ・咽頭痛  無  有
- ・酸素飽和度 (室内気)  %
- ・その他症状

症状なし

【症状の種類】  
◎無症状の場合は、変更する必要はありません。  
◎有症状の場合は、該当する項目を必ず選択してください。

### 18 ゲノム解析

- ・変異株PCR  
N501Y  陽性  陰性  判定不能  未実施  
L452R  陽性  陰性  判定不能  未実施
- ・ゲノム解析結果  株を選択してください

※ゲノム解析により変異株確定済み（陽性）の場合にチェック・入力してください

### 特記事項欄

推定感染源、クラスター発生場所等を入力してください。

### 【特記事項欄】

◎「届出時点の入院の必要性の有無」が「有」の場合に、その理由の入力をお願いします。

～中略～

# ◆患者情報の確認方法

①左上の「≡」マークから「発生届一覧」画面に移り、「検索」ボタンを押下してください。

The screenshot shows the HER-SYS interface. On the left, a dark sidebar contains a menu with a hamburger icon at the top. The menu items are: 感染者等の登録と一覧, 新規登録, 登録情報一覧, 旧登録情報一覧, 未連絡先一覧, PCR検査と発生届, 検査結果一覧, 発生届一覧 (highlighted with a red box), and 入国者情報一覧. A blue arrow points from the '発生届一覧' button to the main content area. The main content area is titled '発生届一覧' and contains a search form. The form has several sections: '絞り込み条件' (Filtering Conditions) with dropdowns for '診断類型' (set to '指定なし'), '外來機関' (set to '△△病院'), and 'オリンピック・パラリンピックの属性' (set to '指定なし'); radio buttons for '確認未/済' (set to '指定なし'), 'オリンピック・パラリンピック' (set to '指定なし'), and '入国データ' (set to '指定なし'); and date pickers for '報告年月日'. A callout box points to the '外來機関を検索' button with the text '医療機関名が自動で反映されます'. Below the form is a '重複チェック条件 (重複データは赤)' section with checkboxes for 'フリガナ', '当該者氏名', '生年月日', '性別', '診断 (検案) 年月日', and '外來機関'. On the right, there is a '変異株' (Variant) section with checkboxes for '変異株PCR(N501Y)', '変異株PCR(L452R)', and 'ゲノム解析結果' (set to '指定なし'). At the bottom right, there are dropdowns for '発生届登録日 (降順)' and '10件表示', and a '検索' button (highlighted with a red box). A blue arrow points to the '検索' button.

②検索画面に表示される対象者一覧の「当該者氏名」を押下し、表示される画面の上部の「現在のステータス」で患者の状況(宿泊療養・入院中・療養解除等)を確認できます。

発生届登録日 (降順) 10件表示 検索

● 検索結果表示 ● 重複チェック表示

疑似症報告	確定例報告	確認年月日	当該者氏名	外来機関	変異株 PCR(N501Y)	変異株 PCR(L452R)	ゲノム解析	株の系統	リンクの有無	報告メール	入国データ	オリンピック・パラリンピック
	yyyy/MM/dd		当該者姓 当該者名	△△病院	陽性	陰性	陽性	ベータ株	なし			
yyyy/MM/dd			当該者姓 当該者名	△△病院	未選択	未選択			調査中			
yyyy/MM/dd	yyyy/MM/dd		当該者姓 当該者名	△△病院	判定不能	未実施			あり			

< 1 >  
1 - 3 / 3件



HER-SYS ID	0000000	性別	女性	症状	入力なし	現在のステータス	入院中
患者名	当該者姓当該者名	年齢	n歳nヶ月	居所	千代田区霞が関		

③HER-SYSの健康観察機能を利用して健康観察を行っている場合は、「健康観察」タブから、体温・酸素飽和度・諸症状等を確認できます。



## 新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿  
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

(\*)欄は、該当する番号を右欄に記入

報告年月日 2 0 年 月 日

医師の氏名														
従事する病院・診療所の名称														
上記病院・診療所の所在地(※1)														
電話番号(※1)														※1病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記入(電話番号はハイフンは含まない)

診断(検査)した者(死体)の類型(\*)

1. 患者(確定例)、2. 無症状病原体保有者、3. 疑似症患者(※2)、4. 感染症死亡者の死体、5. 感染症死亡疑い者の死体

※2疑似症患者について、入院を要しないと認められる場合は、発生届の提出は不要

フリガナ											性別(*)												
											1. 男、2. 女、3. その他												
当該者氏名																							
生年月日(西暦)					年					月				日	診断時の年齢(※3)				歳				カ月
当該者所在地(※4)	〒				-										※3 月齢は0歳児のみ記入、右詰めに記入								
当該者電話番号(※5)														※4 届出時点で当該者が居住している住所を記入									
保護者氏名(※6)																							
保護者電話番号(※5, 6)														※5 電話番号は、連絡が取れる番号(携帯電話番号を推奨)、左詰めに記入(ハイフンは含まない) ※6 保護者氏名および電話番号は、患者が未成年の場合のみ記入									

診断(検査)年月日	2	0			年					月				日
診断の根拠となった検体の採取年月日(※7)	2	0			年					月				日
発病年月日(有症状の場合)	2	0			年					月				日
死亡年月日(死亡者検案の場合)	2	0			年					月				日

※7 疑似症患者の検体採取年月日は、診断(検査)年月日を記入

ワクチン接種回数(※8)	回		直近の新型コロナウイルスワクチン接種年月日	2	0			年					月				日
直近に接種した新型コロナウイルスワクチン(*) (注) 下記以外のワクチン接種の場合は6. その他に記入																	
1. ファイザー、2. モデルナ、3. アストラゼネカ、4. ノババックス、5. 不明																	
6. その他																	

※8 ワクチン接種回数が0の場合は「0」と記入し、不明の場合は「不明」と記入

重症化のリスク因子となる疾病等の有無 (注) 該当する番号の横に✓、下記以外のリスク因子があれば13. その他に記入																						
1. 悪性腫瘍、2. 慢性呼吸器疾患(COPD等)(※9)、3. 慢性腎臓病、4. 心血管疾患、5. 脳血管疾患、6. 喫煙歴、7. 高血圧、8. 糖尿病、9. 脂質異常症、10. 肥満(BMI30以上)、11. 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、12. 妊娠																						
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12
13. その他																						

※9 慢性閉塞性肺疾患、間質性肺疾患、肺塞栓症、肺高血圧、気管支拡張症等

届出時点の重症度(「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」による。)(*)																	
1. 軽症、2. 中等症Ⅰ(呼吸不全なし)、3. 中等症Ⅱ(呼吸不全あり)、4. 重症、5. 無症状																	
届出時点の入院の必要性の有無(*)									届出時点の入院の有無(*)								
1. 有、2. 無									1. 有、2. 無								

この届出は診断後直ちに行ってください

「滋賀県における HER-SYS での発生届の登録手順等について」に関する Q&A について

**Q1** 当該者住所と当該者所在地を併記する場合は、どのように入力すればよいか。

A 患者の「住民票の現住所」（保険証上の住所）と「生活の実態がある場所」が異なる場合や、患者が仕事や入院等の関係で「住民票の現住所」から離れ、別の場所に一時的に滞在している場合に、住所と所在地を分けて記載いただくことになります。

【入力方法】 住所：「住民票の現住所」  
所在地：「生活の実態がある場所」、「一時的に滞在している場所」

**Q2** 当該者住所と当該者所在地の電話番号は、どのように入力すればよいか。

A ケース別に御説明します。

ケース①

患者の「固定電話番号」及び「携帯電話番号」を把握した場合。

【入力方法】 当該者所在地の電話番号：「携帯電話番号」  
当該者住所の電話番号：「固定電話番号」

ケース②

患者の「携帯電話番号」のみ把握した場合。

【入力方法】 当該者所在地の電話番号：「携帯電話番号」  
当該者住所の電話番号：(省略できます)

ケース③

患者の「固定電話」のみ把握した場合。

【入力方法】 当該者所在地の電話番号：「固定電話番号」  
当該者住所の電話番号：(省略できます)

**Q3** 電話番号の入力は必須なのか。

A 保健所から患者へ連絡を行う際に必要となりますので、患者へ連絡がつく電話番号を入力いただきますようお願いいたします。

**Q4** HER-SYS 上で発生届を報告した後、届出先保健所に電話がつながらない場合はどうしたらよいか。

A FAX で報告を行う場合の夜間等における届出先保健所への電話連絡と取り扱いは変わりありません。なお、保健所によっては、20 時以降の電話連絡を不要としている等、対応が異なります。詳細は、届出先保健所（医療機関最寄りの保健所）へお問い合わせください。

**Q5** 発生届を HER-SYS で報告する場合と、FAX で報告する場合でどのような違いがあるのか。

A FAX で報告いただく「発生届」と「診療・検査医療機関→保健所 連絡用紙」の内容を HER-SYS により、オンラインで報告いただきます。HER-SYS による報告後は、FAX での報告後と同様に、届出先保健所への電話連絡をお願いいたします。

**Q6** 発生届の入力を途中で保存することはできるか。

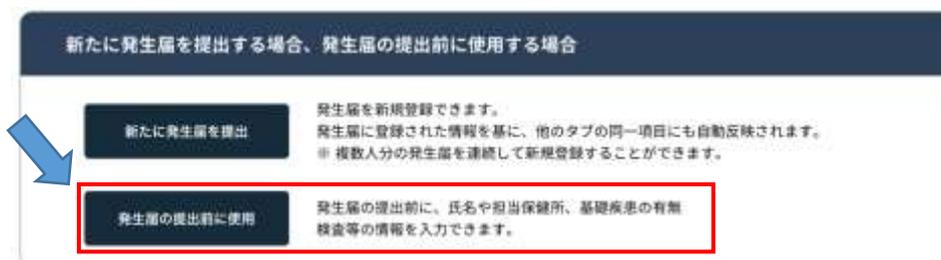
A 「新たな発生届を提出」ボタンを押下して新規入力を行う際、入力内容を一時保存することはできませんが、報告後に発生届の内容を修正することはできます。修正方法は Q 9 の A を御参照ください。

**Q7** 予め患者の個人情報を HER-SYS に登録することは可能か。

A 「新たな発生届を提出」ボタンを押下して新規入力を行う際、個人情報のみを入力して登録することはできませんが、「発生届の提出前に使用」ボタンを押下して個人情報を登録することができます。

「発生届の提出前に使用」ボタンは発生届の提出前に、氏名や担当保健所、基礎疾患の有無、検査等の情報を入力することができます。

①サインイン画面から「発生届の提出前に使用」ボタンを押下してください。



②「ID 管理」タブが開くので項目に従って入力します（氏名は必須）。入力後は下部の「確認」ボタン押下してください。



- ③さらに、ページ下部の「登録」ボタンを押下することで登録が完了します。
- ④発生届の提出が可能なタイミングで、「登録情報一覧」から氏名や生年月日などで患者情報を検索してください。説明資料「滋賀県における HER-SYS での発生届の登録手順等について」の P23～P25 を御参照ください。
- ⑤「発生届」タブを押下し、「新規入力」ボタンを押下してください。この時点で、先に「ID 管理」に登録された情報が、発生届の項目に自動で反映されます。



※併せて「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）ユーザー操作マニュアル（外来医療機関および入院医療機関等ユーザー向け）」(2022/04/27 版)の P54～P63 を御参照ください。

**Q8** EBS からの紹介受診の場合、どこかにその旨記載する必要があるのか。

A 記載は不要です。

**Q9** 報告した発生届の編集は可能か。

A 当該患者の「発生届」タブ内のページ上部または下部にある「編集」ボタンを押下してください。

< ページ上部 >



< ページ下部 >



編集後は、下部の「確認」ボタンを押下し、表示される「報告」ボタンを押下してください。



**Q10** 報告した発生届を印刷することは可能か。

A 当該患者の「発生届」タブ内のページ上部または下部にある「PDF (印刷用)」ボタンを押下してください。

<ページ上部>



<ページ下部>



**Q11** 二段階認証を省略することは可能か。

A USB セキュリティキーを利用することにより、電話等による二段階認証を省力することができます。利用に際しては、1つのIDにつき1つのUSBセキュリティキーを別途購入いただく必要があります。詳しくはHER-SYS ヘルプデスクにお問い合わせください。(HER-SYS ヘルプデスク連絡先: 03-6877-5154)

**Q12** HER-SYS への入力はいつすればいいか。

A 新型コロナウイルス感染症であると患者を診断された場合は、その都度入力いただきますようお願いいたします。ただし、診療中など入力が困難である場合は、診療後等、できる限り速やかに入力をお願いいたします。

Q13 濃厚接触者は、HER-SYS への登録は必要か。

A 登録は不要です。

Q14 患者が My HER-SYS (※) の利用を希望する場合はどうしたらよいか。

A My HER-SYS の利用については、保健所から患者へ連絡します。この際、医療機関にて入力いただいた「6 当該者所在地」の携帯電話番号あてにショートメッセージ (SMS) で連絡しますので、電話番号の入力間違いがないように御注意ください。

発生届(ver.2) ※ 発生届の提出は、感染症法第12条に基づく義務です。必要な事項を入力の上、速やかに提出して下さい。

FAX様式

報告年月日: 2022/07/04

医師の氏名: 姓 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

従事する病院・診療所の名称:  外來機関を検索

上記病院・診療所の所在地(※):

電話番号(※):

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の種類				
<input type="text"/>				
2 当該者氏名(フリガナ)	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	
<input type="text"/> (フリガナ) <input type="text"/> (フリガナ)	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/> その他	西暦 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	
6 当該者所在地				
<input type="text"/>				
当該者電話番号 <input type="text"/>				

(※) My HER-SYS…患者自身で携帯電話やスマートフォンを使って健康状態を報告するシステム

Q15 「診療・検査医療機関→保健所 連絡用紙」の記載内容を「ID 管理」タブ内の自由記述欄へ登録する必要はあるか。

A 登録は不要です。

新型コロナウイルス感染症による罹患後症状（後遺症）の実態調査票 記入要領

1. 調査の目的

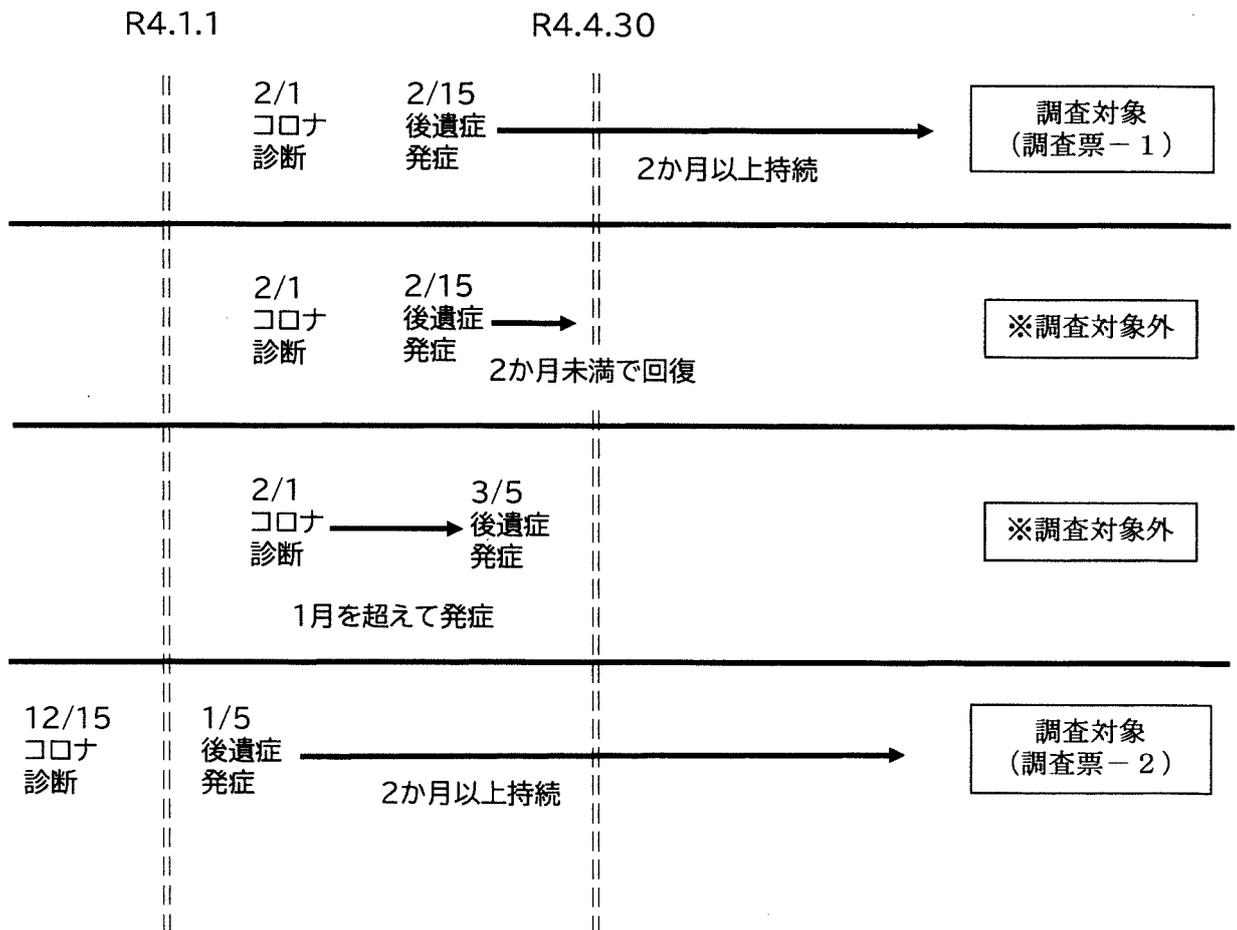
新型コロナウイルス感染症による罹患後症状（後遺症）<sup>\*</sup>の実態を把握し、今後の相談・診療体制について検討を行うための資料とさせていただきます。

- 本調査における罹患後症状（後遺症）の定義は、次の要件をいずれも満たすものとします。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した人にみられ、他の疾患による症状として説明がつかない
  - ・新型コロナウイルス感染症の診断から1カ月以内にみられた症状である
  - ・症状が少なくとも2カ月以上持続する
- 【参考】厚生労働省 新型コロナウイルス感染症診療の手引き(別冊 罹患後症状のマネジメント)

2. 調査の対象

本県における第6波の始期である令和4年1月1日から4月30日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、上記の罹患後症状（後遺症）の定義に該当する者（調査票-1）。

または、令和3年12月31日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、上記の罹患後症状（後遺症）の定義に該当する者（調査票-2）。



### 3. 調査票の記入要領（調査票－1、2共通）

問1 診療される中で罹患後症状(後遺症)がみられる患者の人数\*をご記入ください。

※新型コロナウイルスに罹患し、罹患後症状(後遺症)がみられる患者を対象とします。

※既に罹患後症状(後遺症)から回復した患者も含めます。

※患者毎に次の項目を調査票の下表に記載してください。

#### [基礎情報]

- ・ A列 患者のイニシャルを記載してください。  
患者氏名が滋賀太郎であれば、T・S
- ・ B列 新型コロナウイルス感染症診断時の年代を選択してください。  
(①10歳未満・②10代・③20代・④30代・⑤40代・⑥50代・⑦60代・⑧70代・⑨80代・⑩90歳以上⑪不明)
- ・ C列 性別を選択してください。(①男・②女・③不明(その他))
- ・ D列 新型コロナウイルス感染症と診断された年月を選択してください。  
※調査票－2については、診断された年月を記載してください。
- ・ E列 主な基礎疾患を3つまで選択してください。  
(①糖尿病・②脳血管疾患・③呼吸器疾患・④肥満(BMI30以上)・⑤高血圧・⑥高脂血症・⑦悪性腫瘍(がん)・⑧腎疾患または腎透析・⑨その他・⑩なし)  
⑨その他の場合は右欄に疾患名を記載してください。
- ・ F列 新型コロナウイルス診断時のワクチン接種回数を選択してください。  
(①0回・②1回・③2回・④3回・⑤4回・⑥不明)
- ・ G列 新型コロナウイルス感染時の重症度\*を選択してください。  
(①無症状・②軽症・③中等症・④重症・⑤不明)

※本調査における重症はICUに入室または人工呼吸器が必要、中等症は酸素投与必要または摂食不可能、軽症はそれ以外の症状とします。

#### [H列 罹患後症状(後遺症)の主症状について]

- ・ 症状を選択してください。  
(①疲労感・倦怠感、②関節痛、③筋肉痛、④咳、⑤喀痰、⑥息切れ、⑦胸痛、⑧脱毛、⑨記憶障害、⑩集中力低下、⑪不眠、⑫頭痛、⑬抑うつ、⑭嗅覚障害、⑮味覚障害、⑯動悸、⑰下痢、⑱腹痛、⑲睡眠障害、⑳筋力低下、㉑その他)  
㉑その他の場合は右欄に症状を記載してください。
- ・ 体調の回復状況を選択してください。(①回復済・②治療中)
- ・ 症状の継続期間を選択してください。  
(①2～3か月・②4～5か月・③6～11か月④12か月以上)

〔I 列 主症状以外の症状について〕

- ・ 症状を5つまで選択してください。

(①疲労感・倦怠感、②関節痛、③筋肉痛、④咳、⑤喀痰、⑥息切れ、⑦胸痛、  
⑧脱毛、⑨記憶障害、⑩集中力低下、⑪不眠、⑫頭痛、⑬抑うつ、⑭嗅覚障害、  
⑮味覚障害、⑯動悸、⑰下痢、⑱腹痛、⑲睡眠障害、⑳筋力低下、㉑その他)  
㉒その他の場合は右欄に症状を記載してください。

〔J 列 社会生活への影響について記載してください。(自由記載)〕

(仕事を休職中、学校を休みがちになった、朝起きられなくなった等)

問2 罹患後症状(後遺症)外来等の設置について

罹患後症状(後遺症)外来等を設け、罹患後症状(後遺症)を訴える患者の診療を行っている医療機関があります。貴院ではそのような対応は可能でしょうか。

①罹患後症状(後遺症)外来等の設置の可否等を選択してください。

(①可・②不可・③設置済)

②設置可または設置済の場合、いずれの形態で診療可能か選択してください。

(①相談外来・②症状別専門外来・③総合診療外来)

※自院の診療科目で対応できる症状であれば診療する等の場合は症状別専門外来を、  
症状にかかわらず後遺症を訴える方を診療する場合は総合診療外来を選択してください。

③設置可の場合、診療可能時期を記入ください。(年 月から等)

④設置可または設置済の場合、滋賀県HP等で罹患後症状(後遺症)外来を設ける医療機関として公表することの可否を選択してください。(①可・②不可)

問3 罹患後症状(後遺症)に関するご意見がありましたら、ご自由に記載してください。

以上で調査は終了となります。ご協力ありがとうございました。

調査票-1（令和4年1月1日から4月30日までに新型コロナウイルス感染症と診断した患者対象）

新型コロナウイルス感染症による罹患後症状（後遺症）の実態調査票

医療機関名		担当者名	
診療科名		電話番号	
所在地		メールアドレス	

問1	問2				問3
罹患後症状（後遺症）がみられる患者数 （※詳細を下表に記載願います）	①設置の可否	②診療の形態	③診療可能時期	④公表の可否	罹患後症状（後遺症）に関するご意見がありましたら、ご自由に記載してください。
（記入例）患者数	①可	①相談外来	令和4年7月から	①可	

問1で回答いただいた患者について、把握している範囲で記載ください。

症例	イニシャル A	年代 B	性別 C	新型コロナ 診断年月 D	基礎疾患 E (3つまで選択)				診断時 のワク チン接種 回数 F	感染時 の重症度 G	罹患後症状（後遺症）の主症状について H				主症状以外の症状について I (5つまで選択)					社会生活への影響 J (自由記載)			
					⑤その他の 場合の疾患	症状	⑪その他の 場合の症状	回復状況			継続期間	①疲労感・ 倦怠感	④咳	⑤喀痰	⑩集中力低 下	⑮味覚障害	⑯その他の 場合の症状						
記入例	T・S	③20代	①男	②令和4年2 月	①糖尿病	④肥満 (BMI30 以上)	⑤高血圧	—	③2回	③中等症	⑭嗅覚障害	—	②治療中	②4~5か月	①疲労感・ 倦怠感	④咳	⑤喀痰	⑩集中力低 下	⑮味覚障害	—	仕事を休職中		
症例1																							
症例2																							
症例3																							
症例4																							
症例5																							
症例6																							
症例7																							

※患者数が7人を超える場合、適宜複写または行を挿入して記載願います。

調査票-2（令和3年12月31日以前に新型コロナウイルス感染症と診断した患者対象）

新型コロナウイルス感染症による罹患後症状（後遺症）の実態調査票

医療機関名		担当者名	
診療科名		電話番号	
所在地		メールアドレス	

問1
罹患後症状（後遺症）がみられる患者数 （※詳細を下表に記載願います）
（記入例） <b>〇</b> 人

問1で回答いただいた患者について、把握している範囲で記載ください。

症例	イニシャル A	年代 B	性別 C	新型コロナ 診断年月 D	基礎疾患 E (3つまで選択)				診断時 のフク チン接 種回数 F	感染時 の重症度 G	罹患後症状（後遺症）の主症状について H				主症状以外の症状について I (5つまで選択)					⑦その他の 場合の症状	社会生活への影響 J (自由記載)	
					①糖尿病	④肥満 (BMI30 以上)	⑤高血圧	⑥その他の 場合の疾患			症状	⑧その他の 場合の症状	回復状況	継続期間	①疲労感・ 倦怠感	④咳	⑤喀痰	⑩集中力低 下	⑮味覚障害			
記入例	T・S	③20代	①男	令和3年8月	①糖尿病	④肥満 (BMI30 以上)	⑤高血圧	—	③2回	③中等症	⑭嗅覚障害	—	②治療中	③6～11か月	①疲労感・ 倦怠感	④咳	⑤喀痰	⑩集中力低 下	⑮味覚障害	—	仕事を休職中	
症例1																						
症例2																						
症例3																						
症例4																						
症例5																						
症例6																						
症例7																						

※患者数が7人を超える場合、適宜複写または行を挿入して記載願います。

令和 4 年(2022 年)7月 14日(木) 感染症対策課作成  
第 3 回 滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議

## 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の支援強化にかかる 保健所体制構築業務委託について ～自宅療養者等の相談窓口の今後の体制について～

### 1. これまでの自宅療養者等からの相談窓口の体制について

これまで、自宅療養者等の体調異変や症状の悪化等にかかる相談対応の窓口については、日中は県内各保健所が対応し、夜間は一元的な夜間相談窓口を設置し対応してきたところです。

【これまでの相談窓口の体制】

(1) 日中相談対応

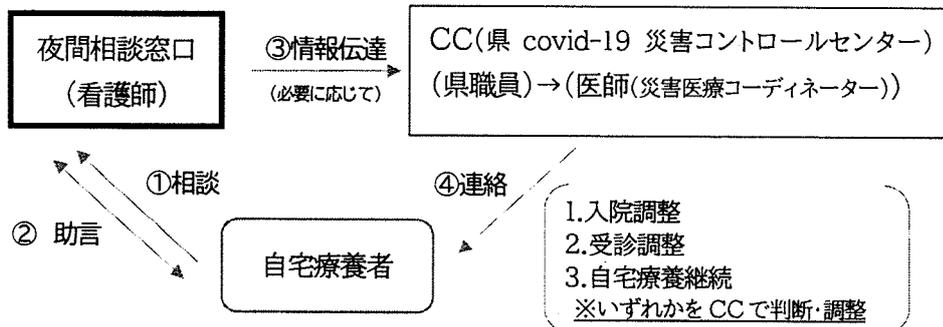
県内各保健所が対応(受診調整も実施)

(2) 夜間相談窓口

人員: 常時2名(看護師)

受付時間: 17:15～翌 8:30(平日・土日祝日)

設置場所: 県庁内



### 2. 今後の自宅療養者等からの相談窓口の体制について

自宅療養者等の支援業務(健康観察、相談窓口等)を外部委託し、受託事業者が設ける「滋賀県自宅療養者等支援センター」において相談窓口を運営します。

【外部委託相談窓口の概要】

受託事業者 : 株式会社日本旅行 草津支店

事業実施場所 : 滋賀県自宅療養者等支援センター内(草津市西渋川一丁目1-3)

電話番号 : 077-574-8560

運営開始予定日 : 7月15日(金)

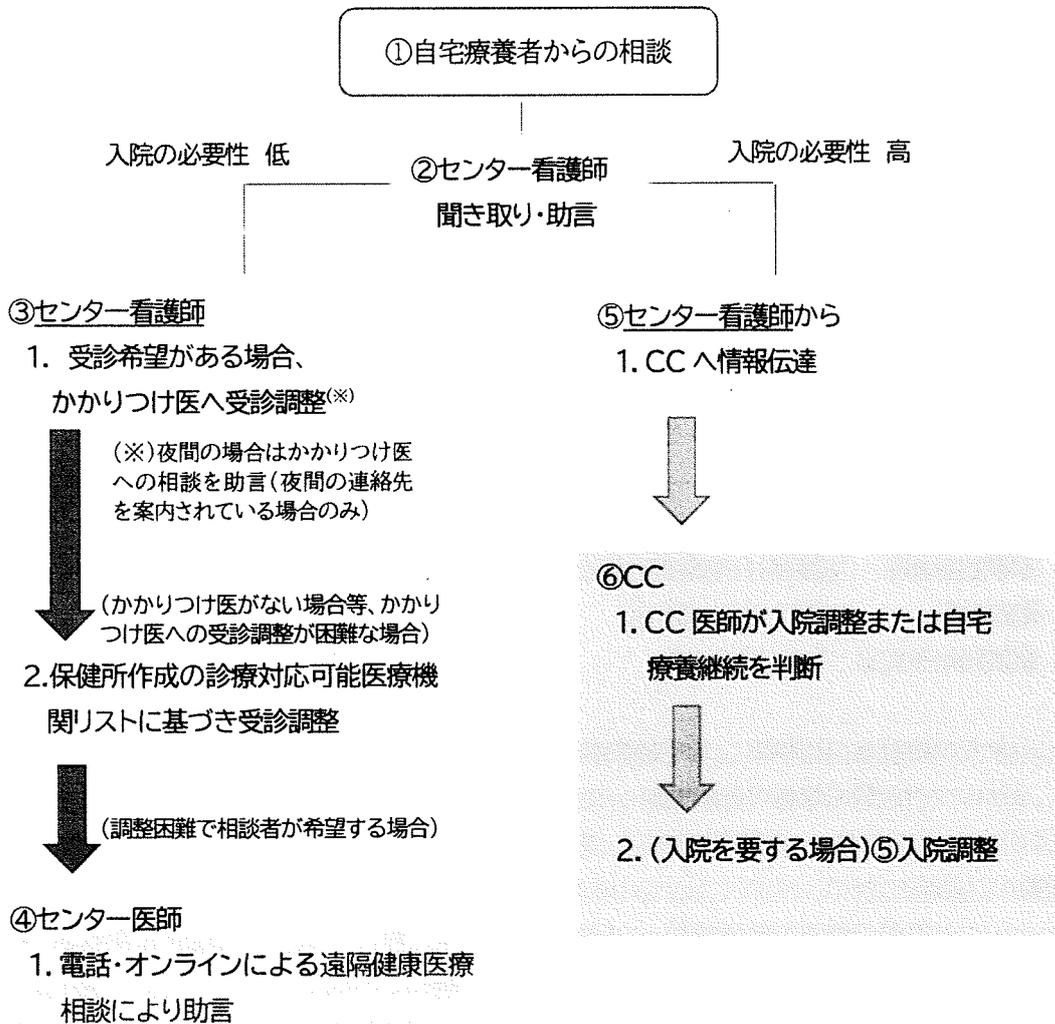
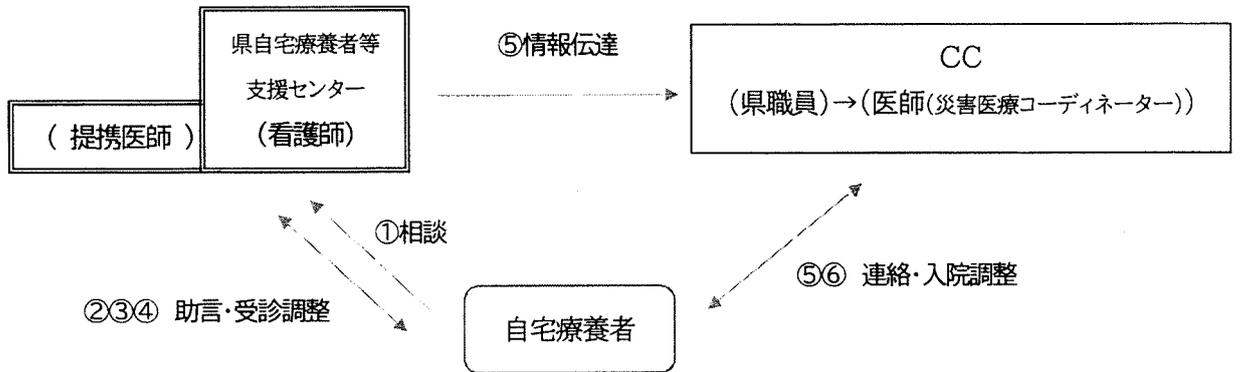
・これまでの相談窓口と同様に、自宅療養者等に対して、看護師による相談対応を行い、必要に応じて、かかりつけ医等の地域の医療機関への受診調整により、身近な医療機関につないでいくこととしております。これに伴い、保健所に加えて、同センターからも地域の診療対応医療機関の皆様に受診調整のご連絡をさせていただくこととなりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

・かかりつけ医等の地域の医療機関への受診が困難な場合等で、相談者が希望する場合は、受託事業者が提携する医療機関の医師による遠隔健康医療相談により対応していくこととしております。

・相談対応の医師は「天神橋クリニック(大阪府)」の医師を予定しております。(大阪府の自宅療養者相談対応業務の受託実績のある医療機関となります。)

(相談対応の流れ等、詳細は別紙のとおり)

自宅療養者等支援センターにおける自宅療養者等からの相談対応の流れ



### 3. 夜間相談窓口の受付状況について

第6波において、夜間相談窓口で受け付けた相談状況については次のとおり。

(1)対象期間：令和4年1月1日～5月31日

(2)相談受付状況

	1月	2月	3月	4月	5月	計
受付件数	86	286	255	295	269	1,191
(1日あたり平均相談件数)	2.8	10.2	8.2	9.8	8.7	
うち受診の希望があった件数(※1)	38	112	111	127	130	518
(1日あたり平均相談件数)	1.2	4.0	3.6	4.2	4.2	
(1日あたり最大相談件数)	6	10	8	11	10	
日付	1月27日	2月25日	3月1日	4月2日	5月13日	
うちCCに相談した件数(※2)	15	30	33	15	16	109
うち受診調整した件数	4	2	5	3	4	18
1日あたり最大自宅療養者数	4,877	8,240	8,114	4,552	3,241	
日付	1月31日	2月28日	3月1日	4月1日	5月1日	
【参考】自宅療養となった新規陽性者数(推計)	5,805	22,093	17,473	10,501	8,306	64,178

外部委託後の相談窓口で、「遠隔健康医療相談」対応が想定される件数

(※1)のうち 409 件は、緊急性が低いと考えられるケースであるため、夜間相談窓口の看護師が、翌朝まで自宅療養継続が可能な状態と判断し、必要な指導・助言をした上、保健所に翌朝引継ぎ。

(※2)夜間相談窓口の看護師が、緊急性が高いと判断し、CC 医師に相談したケース。

滋賀県自宅療養者等支援センターへの健康観察業務一部委託の開始について  
(草津保健所からの依頼)

現在、第7波の感染急拡大の局面に入り、管内の新規陽性者数は、3連休後の7/19には830名、7/20は650名(いずれも概数)と、連日第6波のピーク(2/14:451名)をはるかに超え、ますます増加の様相を呈しています。  
こうした状況を鑑み、当所においては、7/20発生(診断)の新規陽性者の方から、委託業者への健康観察業務の一部委託を開始いたしました。

つきましては、今後、自宅療養者の受診調整については、下記により実施いたしますので、ご承知おきいただきますとともに、会員医療機関様へのご周知にご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 自宅療養者から受診・薬剤処方希望の相談があった場合の対応

①: 原則

ご本人(またはご家族)から、かかりつけ医もしくは診断医へ相談

②: ①が困難で、受診調整が必要な場合

「委託業者」・「健康観察を委託している訪問看護ステーション」・「保健所」  
のいずれか(健康観察を実施している機関)が、リストを活用して受診調整を実施

2. 委託業務を実施する機関の名称

「滋賀県自宅療養者等支援センター」 → この名称を名乗って、各医療機関に電話し、受診調整の相談をされます。

業務開始当初は、多々課題等もあるかと存じます。

課題等、把握いただきましたら、お知らせください。どうぞよろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所)

医療福祉連携係

参事(兼)係長 山本 茂美(保健師)

〒525-0034 滋賀県草津市草津三丁目14-75

Tel: 077-562-3614/Fax: 077-562-3533

Mail: yamamoto-shigemi@pref.shiga.lg.jp

\*\*\*\*\*

日医発第 568 号(生教)(保険)(介護)  
令和 4 年 6 月 17 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
中 川 俊 男  
(公印省略)

「日医かかりつけ医機能研修制度 令和 4 年度応用研修会 (Web 講習会)」  
の開催について

平素より『日医かかりつけ医機能研修制度』の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標記研修会を下記のとおり開催する運びとなりましたのでご案内いたします。例年同様にご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

本会では、昨年度同様に「日本医師会 Web 研修システム」によるライブ配信の Web 形式で実施いたしますが、8 月 7 日開催の第 1 回研修会では、より多くの会員医師にご受講いただけるよう、希望する都道府県医師会に対しましては同時中継を行いますので、新型コロナウイルスの感染状況に応じて「座学受講会場」の実施をご検討ください。

なお、本会が主催する日程以外の開催につきましてもご協力を賜りたく、都道府県医師会等にて開催される同内容の研修会に対し、例年同様に開催支援（録画映像データ送付等）の準備を進めておりますことを申し添えます。

記

日 時： 第 1 回 令和 4 年 8 月 7 日 (日) 10:00～17:15  
第 2 回 〃 9 月 18 日 (日) 10:00～17:15  
第 3 回 〃 10 月 30 日 (日) 10:00～17:15

受講形式：「日本医師会 Web 研修システム」を使用したライブ配信 (Web 講習会)

構 成：【別紙 1】「プログラム」のとおり

申し込み：個別の申し込みになります。受講者が「日本医師会 Web 研修システム」の受講申し込みサイトよりお申し込みください。お申し込みの詳細は、【別紙 2】「開催要綱」および【別紙 3】「申込方法と受講の流れ」をご参照ください。

以上

添付資料 【別紙 1】プログラム ※  
【別紙 2】開催要綱 ※  
【別紙 3】申込方法と受講の流れ ※  
【別紙 4】「Web 受講」に関するご案内 (都道府県医師会向け)  
【別紙 5】「座学受講会場」の実施に関するご案内 (都道府県医師会向け)  
【別紙 6】研修会の実施に関する連絡用紙 ※  
【別紙 7】受講者数連絡用紙 (座学受講会場) ※

※印のデータは、日医 HP (日医かかりつけ医機能研修制度  
・都道府県医師会専用ページ) に掲載します。

日本医師会 介護保険課 (佐藤、松本)  
TEL : 03-3942-6491 (直) E-mail : kaigo@po.med.or.jp

# 日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度応用研修会 (Web 講習会) プログラム

開催日 (第1回) 8月7日(日) 10:00～17:15  
(第2回) 9月18日(日) 10:00～17:15  
(第3回) 10月30日(日) 10:00～17:15

Web受講 「日本医師会 Web 研修システム」によるライブ配信

10:00	(1) 開会・挨拶
	(2) 講義
10:05	【専門医共通講習—感染対策：1単位】(予定) 応用研修 1-7：1単位、生涯教育 CC 8:1単位 <b>1. かかりつけ医の感染対策</b> (60分) 高山 義浩 (沖縄県立中部病院 感染症内科・地域ケア科 副部長) 釜菴 敏 (公益社団法人 日本医師会 常任理事)
11:05	応用研修 2-7：1単位、生涯教育 CC19:1単位 <b>2. フレイル予防・対策</b> (60分) 鳥羽 研二 (地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 理事長) 飯島 勝矢 (東京大学 高齢社会総合研究機構 機構長 ・未来ビジョン研究センター 教授)
12:05	< 休憩・昼食 > (55分)
13:00	応用研修 3-7：1単位、生涯教育 CC13:1単位 <b>3. 地域リハビリテーション</b> (60分) 浜村 明德 (医療法人共和会 小倉リハビリテーション病院 名誉院長)
14:00	応用研修 4-7：1単位、生涯教育 CC10:1単位 <b>4. かかりつけ医と精神科専門医との連携</b> (60分) 長瀬 幸弘 (医療法人社団東京愛成会 高月病院 院長) 来住 由樹 (地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター 院長)
15:00	< 休憩 > (10分)
15:10	応用研修 5-7：1単位、生涯教育 CC6:1単位 <b>5. オンライン診療のあり方</b> (60分) 今村 聡 (公益社団法人 日本医師会 副会長)
16:10	応用研修 6-7：1単位、生涯教育 CC12:1単位 <b>6. 新型コロナウイルス感染症とかかりつけ医～事例検討を通して～</b> (60分) 大橋 博樹 (医療法人社団家族の森 多摩ファミリークリニック 院長) 清水 政克 (医療法人社団 清水メディカルクリニック 理事長・副院長)
17:10	(3) 閉会・挨拶
17:15	(4) 終了

## 開 催 要 綱

日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度応用研修会 (Web講習会)

1. 目的・内容	「日医かかりつけ医機能研修制度」における応用研修に規定した中央研修です。 本研修会では、地域包括ケアシステムの構築に向け、かかりつけ医として日常行う診療の他に、地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動への積極的な参加や関係者との連携を行うこと等の社会的機能に関する内容を含んでおります。												
2. 主催	公益社団法人 日本医師会												
3. 開催日 (定員)	・第1回 (定員: 2,000名) 令和4年 8月 7日 (日) 10:00~17:15 ・第2回 (定員: 2,000名) " 9月 18日 (日) 10:00~17:15 ・第3回 (定員: 2,000名) " 10月 30日 (日) 10:00~17:15												
4. 構成	【別紙1】「プログラム」のとおり												
5. 受講形式	「日本医師会 Web 研修システム」(以下、「Web システム」という。)を使用したライブ配信。												
6. 受講対象者	・「日医かかりつけ医機能研修制度」の申請を希望する医師 ・かかりつけ医となる全ての医師(診療科や主たる診療の場は問いません)												
7. 受講料	・医師会員(郡市区等医師会に所属)・・・無料 ・医師会非会員(郡市区等医師会に未入会)・・・10,000円◆ ◆ 申し込み完了後にメールにて振り込み方法をご案内します。												
8. 申込方法 ・Web 受講 の流れ	個別の申し込みになります。各回の受講申込期間に、受講者が Web システムの受講申し込みサイト <a href="https://seminar.med.or.jp">https://seminar.med.or.jp</a> からお申し込みください。Web システムに関する詳細は、【別紙3】「申込方法と Web 受講の流れ」をご確認ください。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"><thead><tr><th colspan="2">受講申込期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1回</td><td>7月14日(木) 13:00(19:00★) ~ 8月1日(月) 12:00</td></tr><tr><td>第2回</td><td>8月24日(水) 13:00(19:00★) ~ 9月12日(月) 12:00</td></tr><tr><td>第3回</td><td>10月6日(木) 13:00(19:00★) ~ 10月24日(月) 12:00</td></tr></tbody></table> <p>※ 先着順のため、定員になり次第締め切りとなります。 ★ 13:00~の募集で申込者が1,000名に達すると、一時的に応募受付は終了した旨の表示になりますが、19:00になると残り1,000名分の応募受付が再び可能になります。</p>	受講申込期間		第1回	7月14日(木) 13:00(19:00★) ~ 8月1日(月) 12:00	第2回	8月24日(水) 13:00(19:00★) ~ 9月12日(月) 12:00	第3回	10月6日(木) 13:00(19:00★) ~ 10月24日(月) 12:00				
受講申込期間													
第1回	7月14日(木) 13:00(19:00★) ~ 8月1日(月) 12:00												
第2回	8月24日(水) 13:00(19:00★) ~ 9月12日(月) 12:00												
第3回	10月6日(木) 13:00(19:00★) ~ 10月24日(月) 12:00												
9. 取得単位 ・受講証明	本研修会では、Web システムにて受講が確認された講義の単位等が下表のとおり認められ、受講実績は「全国医師会研修管理システム」に入力されます。受講証明書は、受講日の約2週間後より受講者が Web システムからダウンロードできます。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"><thead><tr><th></th><th>取得単位等</th><th>受講証明</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 応用研修 1~6</td><td>6(各1)単位</td><td>受講証明書</td></tr><tr><td>② 日医生涯教育カリキュラムコード・単位</td><td>6CC・6単位</td><td></td></tr><tr><td>③ 【専門医共通講習—感染対策】(予定)</td><td>1単位</td><td>受講証明書</td></tr></tbody></table> <p>※ 各講義にあたる単位等は、【別紙1】「プログラム」をご参照ください。 ※ 受講証明の郵送はいたしませんのでご注意ください。</p>		取得単位等	受講証明	① 応用研修 1~6	6(各1)単位	受講証明書	② 日医生涯教育カリキュラムコード・単位	6CC・6単位		③ 【専門医共通講習—感染対策】(予定)	1単位	受講証明書
	取得単位等	受講証明											
① 応用研修 1~6	6(各1)単位	受講証明書											
② 日医生涯教育カリキュラムコード・単位	6CC・6単位												
③ 【専門医共通講習—感染対策】(予定)	1単位	受講証明書											
10. その他	・都道府県医師会座学受講会場： 第1回(8月7日)に限り、Web システムを通じてライブ配信を行います。座学受講会場の実施および詳細(定員、受講費等)は、各都道府県医師会に委ねます。												

※ 「日医かかりつけ医機能研修制度」の修了申請および応用研修単位の取得状況、都道府県医師会座学受講会場に関するお問合せは、ご所属の(未加入の場合は勤務地等のある)都道府県医師会へお願いします。

# 申込方法と受講の流れ

日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度応用研修会 (Web 講習会)

本研修会は、「日本医師会 Web 研修システム」(以下、「Web システム」という。)によるライブ配信です。Web システムにおけるお申し込み手順と受講の流れは、下記のとおりです。次ページの「受講上の注意」とあわせてご確認ください。

ご不明な点につきましては、Web システムのサイト内(右上)にあります [\[よくあるご質問\]](#) [\[お申し込み手順\]](#) [\[講習会受講手順\]](#) をご参照ください。なお、お申し込みやログイン、視聴など「日本医師会 Web 研修システム」に関するお問い合わせは、下記の★コールセンター★へお願いします。

★ 日本医師会 Web 研修システムコールセンター ★ 0570-003-012 (ナビダイヤル)

コールセンター対応時間 水・木：17～21時 土：13～17時 日：10～18時

※ 研修会当日(8/7、9/18、10/30)の対応時間は9～18時

## 1. 受講申し込み

各回の受講申込期間に、受講者が Web システムのサイトから個別にお申し込みください。

① 「日本医師会 Web 研修システム」 <https://seminar.med.or.jp> にアクセス

② 「主催」で日本医師会を選択して **検索** をクリック

③ 受講を希望する研修会の **Web** をクリック

④  ※ Web 講習に申込みされる場合は、視聴環境を確保するために、当日までに動画テストを視聴してください。  
 **上記について了解しました(チェックすると申込みが可能になります)**

をご了解いただきましたら、に✓を入れて、**Web 講習 申込み** をクリック

⑤ 必要事項を入力してお申し込みください。

※ 研修会受講の他、Web システムへログインする度にログイン ID (メールアドレス) とパスワードが必要になります。お忘れにならないようご注意ください。

※ 入力内容等の詳細は、本サイト内(右上)にある [\[申し込み手順\]](#) をご参照ください。

お申し込み完了後

## 2. お申し込み内容と視聴環境の確認

⑥ お申し込み内容のご確認

お申し込みが完了しますと、ご登録されたメールアドレスへ「お申し込み完了メール」が自動送信されます。受講に必要な URL 等の詳細が明記してありますので、内容をご確認のうえ保存してください。

※ 「お申し込み完了メール」が届かない場合は、ログイン ID (メールアドレス) のお間違えの可能性あります。ログイン ID は Web システムへログインする度に必要になりますので、★コールセンター★までご連絡のうえ、メール受信をご確認ください。

⑦ 研修会動画の視聴環境を確認

研修会を視聴する際に使用するパソコンで、「日本医師会 Web 研修システム」サイトの **動画テスト** **視聴** から動画テストが視聴できるか確認してください。

(医師会非会員の受講者のみ)

「お申し込み完了メール」送信から 1～2 週間後

(医師会員)

受講料の振込み

⑧ 医師会非会員(郡市区等医師会に未加入)の受講者には、メールにて受講料の振込方法を個別にご案内します。期日までにお振込みください。

### 3. 研修会の受講

#### ⑨ 研修会資料のダウンロード

各回のログイン開始日時以降は、「Web システム」サイトの [ログイン](#) より、受講申込時に登録した ID とパスワードでログインすると、[講習会資料等一覧](#) から事前に資料がダウンロードできます。

#### ⑩ 研修会の受講（当日）

「お申し込み完了メール」にある URL から「Web システム」にログインし、講習会受講ページに進んでご受講ください。

※ 受講に関する詳細は、本サイト内（右上）にある [\[講習会受講手順\]](#) をご参照ください。

#### ⑪ 「Web システム」によるライブ配信中は、下記(ア)～(ウ)にて各講義の受講を確認します。

(ア) 各講義中に、Web システムが定期的にログで視聴を確認

(イ) 各講義中に、Web システムがランダムに配信するキーワードを受講者が入力

(ウ) 講義「かかりつけ医の感染対策」に限り、講義配信後に、日本専門医機構の規定によるテスト（5問）を実施

※ 講義ごとに受講を確認しますので、時間に遅れてのログインや、途中で退席された場合、キーワード未入力の場合は、単位が取得できないことがあります。また、中間の講義であっても、受講の確認ができない場合は単位が取得できない場合もあります。予めご承知おきください。

※ 講義「かかりつけ医の感染対策」に限り、(ア)(イ)に加えて(ウ)の合格（80%以上の正解）が必要です。80%以上の正解を得るまで繰り返し解答できますが、Web システムから指定された日時までに80%以上の正解が得られない場合は不合格となり、当該講義は未受講となります。「応用研修」の単位と「日医生涯教育」カリキュラムコード・単位も付与されませんのでご注意ください。



受講日から約2週間後

### 4. 受講証明（証明書類）のダウンロード

#### ⑫ 「Web システム」にて受講証明が発行されると、講習会トップページに [受講証明はこちら](#) が表示されます。ログイン後に [受講証明一覧](#) から受講証明をダウンロードしてください。

※ 受講証明書の発行が可能になりましたら、その旨をメールでお知らせします。

#### 受講上の注意

##### (1) Web 受講の際に必要な「情報端末」「周辺機器」

本研修会は、インターネットに接続できる環境で、パソコンやタブレット端末からの受講をお願いいたします。マイク・カメラ等の特別な付属設備は不要ですが、**スマートフォンでは受講できません**のでご注意ください。

対象 OS : Windows10（最新版）、MacOS（最新版）

対象ブラウザ : Googlechrome、MicrosoftEdge、Safari、Firefox

※Windows8/8.1 以前のバージョン及び **InternetExplorer** では受講できません。

##### (2) 動画テスト視聴

視聴端末やインターネット通信環境によっては、接続が不安定になる場合がございます。事前に、研修会を視聴する場所にて、視聴に使用するパソコンやタブレット端末から Web 研修システムのサイトにアクセスし、[動画テスト視聴](#) の動画テストを視聴が可能であるか確認をお願いします。

##### (3) 受講のキャンセル

申し込み後にキャンセルする場合は、Web システムにてお申し込みされた講習会にログインのうえ、キャンセルの手続きをお願いします。

日本医師会 介護保険課

E-mail : kaigo@po.med.or.jp

TEL : 03-3942-6491（直）

経済財政運営と改革の基本方針 2022 について（抜粋）  
令和 4 年 6 月 7 日閣議決定

第 4 章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築  
（全世代型社会保障の構築）

（略）

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

医療・介護費の適正化を進めるとともに、医療・介護分野での D X を含む技術革新を通じたサービスの効率化・質の向上を図るため、デジタルヘルスの活性化に向けた関連サービスの認証制度や評価指針による質の見える化やイノベーション等を進め、同時にデータヘルス改革に関する工程表にのっとり P H R の推進等改革を着実に実行する。オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023 年 4 月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す。2024 年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す。「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定 D X」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。そのため、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療 D X 推進本部（仮称）」を設置する。経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる。医療・介護サービスの生産性向上を図るため、タスク・シフティングや経営の大規模化・協働化を推進する。加えて、医療 D X の推進を図るため、オンライン診療の活用を促進するとともに、A I ホスピタルの推進及び実装に向け取り組む。

（略）

# オンライン資格確認の「更なる対策」

第151回社会保障審議会医療保険部会（令和4年5月25日）資料1から抜粋

オンライン資格確認については、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を目指して取組を進めているが、運用開始施設は2割弱に留まっている。

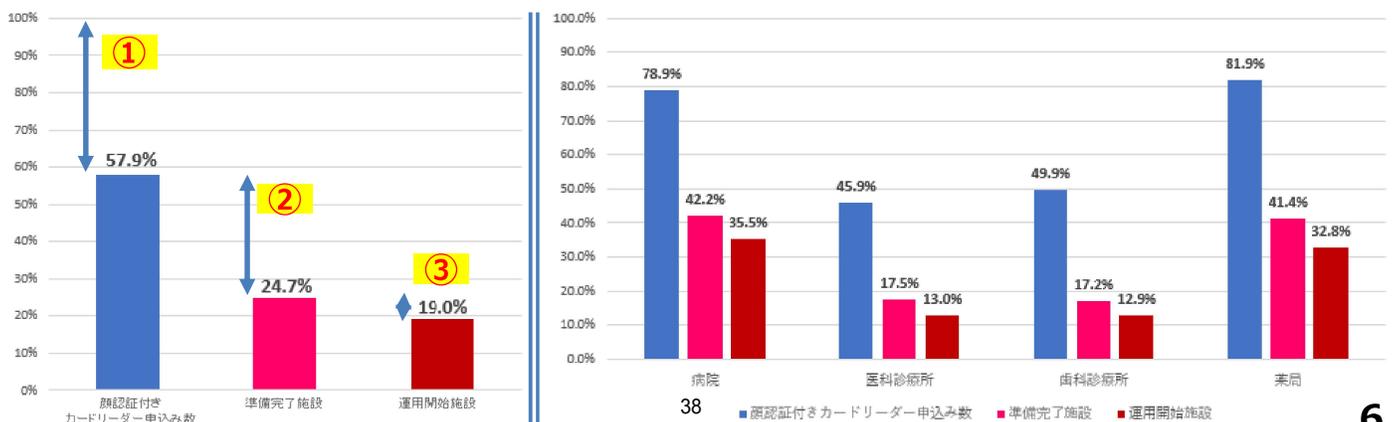
データヘルスの基盤となるオンライン資格確認の導入目標を達成するための「更なる対策」として、以下の①～③を実施することが必要ではないか。

- ① 令和5年4月から保険医療機関・薬局におけるシステム導入について原則として義務化する。
- ② 医療機関・薬局でのシステム導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する財政措置を見直す（診療報酬上の加算の取扱については、中医協で検討）。
- ③ 令和6年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す。  
さらに、上記以外で保険証を利用している機関（訪問看護、柔整あはき等）のオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止（※）を目指す。 ※ 加入者から申請があれば保険証は交付される

17

## オンライン資格確認の導入加速化に向けた今後の取組方針

- 今年度中に概ね全ての医療機関・薬局での導入を目指すとの目標の達成に向けては、**遅くとも9月頃までに、カードリーダー未申込の施設による申込が必要**となる。  
※ 顔認証付きカードリーダーは受注生産となっており、申込から配送まで4ヶ月程度必要
- そのため、**令和4年度上半期に導入加速化が図られるよう、集中的な取組を行う**。
  - ① **現時点で顔認証付きカードリーダーを未申込の施設**：個別施設への架電による働きかけや個別ダイレクトメール等による周知を行うとともに、地域単位説明会やシステム事業者を通じた働きかけを行う。
  - ② **カードリーダー申込済で改修工事が未了の施設**：導入状況を踏まえた個別メール送付等を行っていく。地域単位説明会やシステム事業者を通じた働きかけ等も含め、重層的な取組を行っていく。
  - ③ **改修工事は終了しているが運用を開始していない施設**：個別メールにより運用開始日の入力を促していく。



6

## 2

### 診療報酬による評価

- オンライン資格確認システムの活用により、診断及び治療等の質の向上を図る観点から、以下のような新たな評価を行う。
    - 外来において、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することに係る評価を新設する 等
- ※ 初診の場合であって、オンライン資格確認による診療情報等の取得が困難な場合等には、令和6年3月31日までの間に限り、所定点数に加算する。

## 3

### 医療機関・薬局への支援・働きかけの実施

- それぞれの医療機関・薬局、システム事業者により対応状況や課題が異なることから、それぞれの医療機関等の準備状況に応じた導入支援・働きかけを行っていく。また、地域単位での働きかけを行っていく。
  - 実施機関（支払基金・国保中央会）に設置したコールセンターから架電を行い、当該医療機関・薬局の状況に応じた対応について支援し、導入加速に向けた働きかけを行う。  
これらの取組を通じて、個別の医療機関等の状況把握を行い、定期的なフォローアップを行っていく。
  - 公的医療機関等について、関係省庁を通じて働きかけを行うとともに、個別の医療機関ごとの進捗状況を厚生労働省において把握し、フォローアップしていく。
  - システム事業者からの支援と働きかけの強化に向け、情報の共有と進捗状況や課題の把握を目的として、大手システム事業者を中心とした「システム事業者導入促進協議会」を設置する。
  - マイナポイント第2弾を契機として、マイナンバーカードの発行と関係の深い都道府県・市町村に対して、都道府県レベル・郡市レベルでの医療関係団体を対象としたオンライン資格確認導入促進に向けた説明会を行うことを依頼する。その際、要望に応じて、厚生労働省から説明を行うこととし、当該地域における具体的な運用開始状況や導入済機関における反応等を伝えつつ導入に向けた働きかけを行う。 **21**

## 導入推進に係る対応スケジュール（令和4年度上半期）【予定】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
導入状況把握・分析	アンケートの実施 (未申込施設)		導入状況調査②			導入状況調査 ③	
地域単位での説明会開催	地域別説明会の開催（随時）						
リーフレット/個別ダイレクトメール等による周知	リーフレット 送付		個別DM送付 (仮)		個別DM送付 (仮)		
個別メール送付による周知・働きかけ	ターゲット個別メール【月次】						
架電による周知	事業者への 未発注施設	未申込施設（オン請求実施済）		未申込施設（オン請求未実施）【仮】			
医療関係団体推進協議会に連動した取り組み	▼導入推進協議会開催 ▼合同説明会（仮） 各会員や支部への積極的周知の依頼 合同説明会とその録画による周知						
システム事業者を通じた働きかけ	システムベンダの対応状況等の把握と働きかけ【随時】、協議会の開催						
医療機関等向け/システム事業者向けオンライン説明会による働きかけ				システム事業者向け 説明会（仮）	医療機関等向け説明会（仮）		
その他	導入事例記事の周知・追加			オン請求実施施設への働きかけ等【仮】			

## 【参考】取組のスケジュール

- **オンライン資格確認の導入補助金**は、「令和5年3月31日まで」に導入を完了し、「同年6月30日まで」に申請することが要件となっている。
- また、顔認証付きカードリーダーは受注生産となっており、**申込から配送まで4ヶ月程度必要**であることを踏まえると、**年度内の導入に向けては遅くとも9月頃までのカードリーダー申込が必要**となる。
- **改修が年度末に集中するとシステム事業者が対応できない可能性**が生じることから、早期の導入・計画的な導入を促していく。

顔認証付きカードリーダーは遅くとも9月頃までの申込が必要

- オンライン資格確認の導入補助については、「令和5年3月31日」までに導入を完了することが必要であり、補助金の申請期限は「令和5年6月30日」までとなっている。
- **改修が年度末に集中するとシステム事業者が対応できない可能性**が生じることから、早期の導入・計画的な導入を促す必要。



7

## 医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の概要

- **顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供**（病院3台まで、診療所等1台）。
- **それ以外の費用**（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の補助内容	1台導入する場合 105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	2台導入する場合 100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	3台導入する場合 95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助

【追加的な財政支援】(令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局を対象)

その他の費用の補助内容	基準とする事業額210.1万円を上限に、実費補助	基準とする事業額200.2万円を上限に、実費補助	基準とする事業額190.3万円を上限に、実費補助	基準とする事業額42.9万円を上限に、実費補助
-------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

※ 補助が出る期間は、令和5年3月末までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月末までに補助金交付申請をしたものが対象となります。

- 「オンライン資格確認」については、令和5年3月末までにおおむね全ての医療機関・薬局で導入することを目指しているが、実施に必要となる顔認証付きカードリーダーの申込は、約13万施設（57.9%）となっている一方で、運用を開始した施設数は約4.4万施設（19.0%）となっている（いずれも5月15日時点）。
- まずはカードリーダーを申込済の施設での速やかな導入が重要であり、多岐にわたる課題について**関係者が一体となって対応していく環境づくり**を行い、**導入の加速化に向けて関係者と連携した取組を進めていく**。
- さらに、**医療機関等の状況や種別ごとの特性に応じた支援**を行いつつ、**未申込の医療機関等についても状況に応じた働きかけを実施し、進捗状況を定期的に確認**しながら、概ね全ての医療機関等における導入を目指していく。

1

**医療関係団体による「推進協議会」の設置**

- **日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会において**、安心・安全でより質の高い医療を提供していくデータヘルスの基盤として、オンライン資格確認を推進していくために、「**オンライン資格確認推進協議会**」（オブザーバー：厚生労働省、支払基金・国保中央会、保健医療福祉情報システム工業会）を**設置**。（2月10日に**三師会からプレスリリース**済）
  - **令和5年3月末までにおおむねすべての医療機関・薬局での導入を目指す**との目標が掲げられている中、推進協議会において、**まずは顔認証付きカードリーダー申込済のすべての施設において速やかに導入されるよう、システム事業者への発注が終了している状態を目指す**とともに、未申込施設においても令和5年3月末に向けて導入が進むよう、厚生労働省やオンライン資格確認の実施機関、システム事業者に必要な要請等も行いながら、これらの主体と連携して、以下の取組を行う。
    - ・各団体の取組状況の共有      ・各施設、各地域等における好事例の共有
    - ・現場の状況を踏まえたシステム事業者からのヒアリング及び意見交換
    - ・行政の取組状況の検証      ・導入の加速化に向けた課題の共有と対応策の検討
    - ・三師会が連携した合同説明会の開催

20

**オンライン資格確認推進協議会の開催**

- 安心・安全で質の高い医療を提供していくデータヘルスの基盤として、オンライン資格確認の導入を推進していくため、日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会により「オンライン資格確認推進協議会」を設置（オブザーバー：厚生労働省、支払基金・国保中央会、保健医療福祉情報システム工業会）
- 第1回が5月11日（水）に開催され、導入促進に係る各会の取組状況や課題等を共有し、議論。（当日資料は日本医師会ホームページ（<https://www.med.or.jp/doctor/sys/onshi/010656.html>）参照）今後、合同説明会等も開催しつつ、導入促進に取り組んでいく。

**【各会による取り組み（抜粋）】**

- ・ オンライン資格確認導入やマイナンバーカード取得を促す文書を発出。機関誌等で周知広報を実施
- ・ 厚生労働省・支払基金・通信事業者等と積極的に連携し、会員周知を実施
- ・ 主催する会議や協議会での説明及び啓発活動の実施、研修会の実施
- ・ 都道府県三師会経由やホームページを通じて、導入に関する相談事例の収集を実施
- ・ 会員や国民からのオンライン資格確認の導入に関する質問対応などを実施

**【提起された課題（抜粋）】**

- ・ **イニシャルコストが補助金上限額を超える場合がある。ランニングコストが発生する**
- ・ **マイナンバーカードの普及率が低い。マイナンバーカードを持参・利用する患者さんが少ない**
- ・ **セキュリティ対策、マイナンバーカードの情報取扱、情報漏えいがあった場合の責任の所在等が不安**
- ・ 問い合わせ対応の増加等、医療機関・薬局側負担への不安
- ・ 資格確認端末やそのほか必要な機材が入手できない
- ・ 依頼してもなかなか事業者が対応してくれない。ネットワークの環境設定等に時間がかかる

## システム事業者導入促進協議会の開催

- オンライン資格確認の導入促進のため、主要システム事業者（20社）および関係団体（2団体）を構成員とした「システム事業者導入促進協議会」を2月25日（金）に開催した。  
厚生労働省から導入促進の依頼を行うとともに、主要システム事業者から導入促進に係る課題や要望をいただくなど、導入促進に向けた双方向のコミュニケーションを実施した。
- 個別の事業者ごとで進捗状況が異なることから、引き続き、**個別事業者への支援・働きかけを行っていく**。

厚生労働省  
からの依頼

- 令和5年3月末（※）に向け、**すでに顔認証付きカードリーダーを申込済の施設へのシステム導入を令和5年3月末までに確実に終えていただく**とともに、**令和4年度前半までに顔認証付きカードリーダー未申込施設への導入の働きかけ**を行っていただきたい
  - **導入予定保険医療機関等数を速やかに把握し**、早期導入に向けた取組を行っていただきたい
  - 必要に応じて**ハイレベルの参加者も加えながら、引き続き情報交換**に協力いただきたい
- ※ 令和5年3月末は、「概ね全ての医療機関・薬局での導入を目指す」との政府目標の時期であるとともに、**オンライン資格確認導入の「補助金」に係る補助事業完了期限**（申請期限は令和5年6月30日）

主要システム  
事業者からの  
課題・要望

主な課題	厚生労働省の対応状況・対応の方向性
<b>資格確認端末・ルータが不足している</b>	関係省庁および団体と連携しながら、 <b>供給業者への協力依頼を実施</b> 。 厚生労働省のホームページに供給見通しを公表し、 <b>システム事業者と供給業者・メーカーとのマッチングを支援</b> 。 引き続き、供給業者と情報交換を行うとともに、 <b>新規供給業者の開拓</b> も行う。
<b>導入作業時間の短縮が必要</b>	提供している好事例も含め、 <b>さらに好事例を収集し、システム事業者と共有</b> する。
<b>中小システム事業者に対する働きかけも必要</b>	関係団体を通して広く働きかけを行うとともに、 <b>規模の大きいシステム事業者から順次個別の情報交換</b> を行うなど働きかけを行う予定。

13

## オンライン資格確認に関する診療報酬上の評価について（よくいただくご意見について）

**Q マイナンバーカードで受診をすると、どんな良いことがあるのですか。**

A マイナンバーカードで受診すると、**ご本人が同意をすれば**、今までに使った薬の正確な情報や、過去の特定健診結果を、医師・薬剤師等と共有できることで、より多くの情報に基づいた**より良い医療を受けることができます**。  
例えば、他の医療機関や診療科で処方された薬剤や過去の特定健診結果がわかることで、口頭では説明しきれない事項も含めた、**正確な情報に基づいた総合的な診断**を受けられることや、重複する投薬や避けるべき投薬を回避し**適切な処方を受けられる**などのメリットがあります。

**（参考：マイナンバーカードで受診することのメリット）**

- ・ 自分が使った薬や過去の健康診断の結果を、**口頭ではなく正確なデータで、医師等に伝えることができる**。
- ・ **別の医療機関や他の診療科で処方された薬剤の情報も含めて情報提供ができる**。お薬手帳には記載されていない、入院中の薬剤や院内処方の医療機関で投薬された薬剤も含め、網羅的な情報が記載されている。  
※ ただし、レセプト情報であるため、1～2か月程度のタイムラグあり。
- ・ 上記のとおり、同意することで、**より多くの種類の情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避し適切な処方を受けられることができ**、より良い医療を受けることができる。

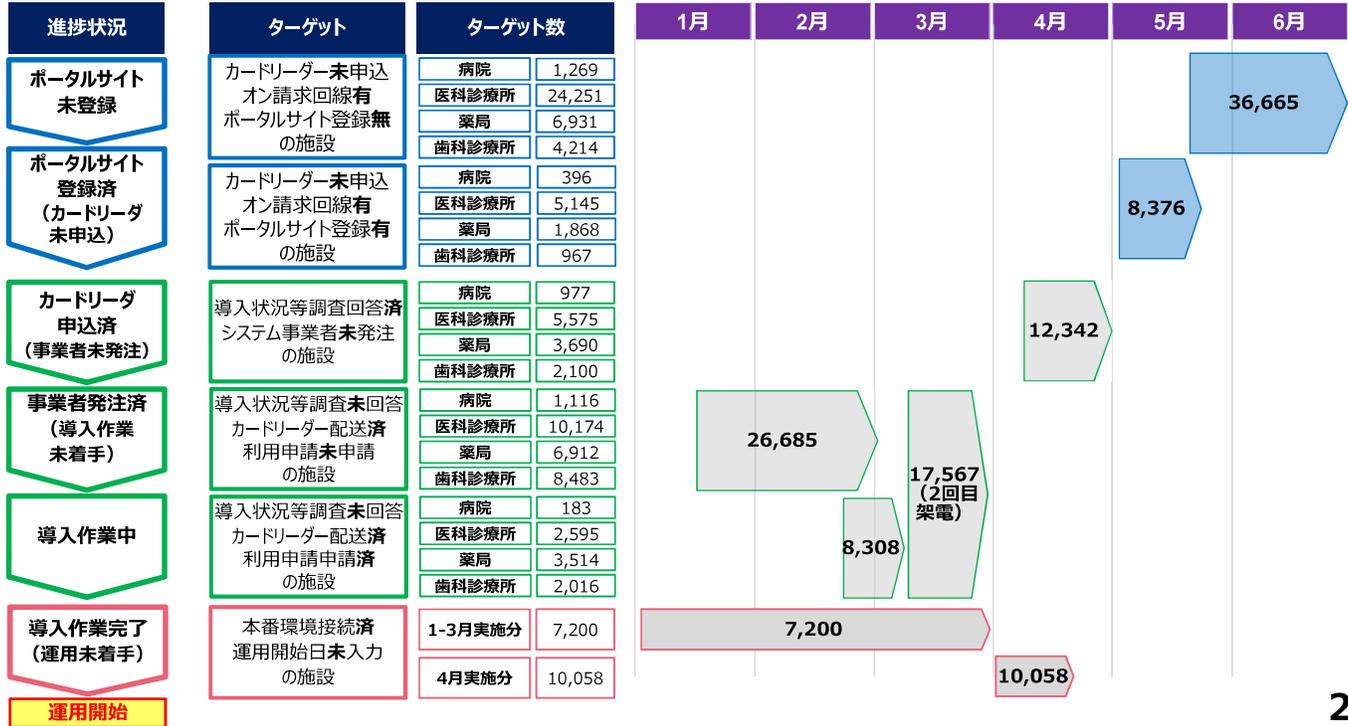
**Q マイナンバーカードで受診すると、なぜ自己負担が増えるのですか。**

A 我が国の医療保険制度の仕組みとして、より良い医療を受けることで、患者の方にもその分一定のご負担をいただいています。  
**より良い医療を受けられるというメリット**を踏まえ、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

16

# コールセンターからの架電の状況

- 2022年1月以降、顔認証付きカードリーダーを申し込んでいるが導入状況調査に未回答のために状況を把握できない施設や、システム事業者に発注を行っていない医療機関・薬局を中心に架電を実施。
- 5月以降は、リーフレットを送付のうえ、カードリーダーを申し込んでいない医療機関・薬局に対して架電を実施中。

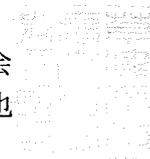




草教委教学発第1632号  
令和4年6月21日

一般社団法人草津栗東医師会  
会長 新木 真一 様

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也



令和4年度要保護および準要保護児童生徒に係る医療券による治療について  
(依頼)

初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市教育行政に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護世帯等の経済的困窮世帯の児童生徒が、学校における健康診断で特定の疾病に罹っていると認められた場合、学校保健安全法第24条第1項および同法施行令第8条の規定に基づき、市が当該疾病にかかる治療費について必要な援助を行っております。

具体的な援助方法としては、まず市が治療を要する児童生徒に対し、医療券を発行いたします。次に当該児童生徒は、当医療券を各医療機関に提示することで自己負担なしで治療を受け、当該治療の終了後、市は各医療機関から当医療券にかかる医療費の請求を受け、支払うこととなっております。

詳細については、下記のとおりですので、趣旨を御理解のうえ、会員各位に御周知いただくとともに、本事業の円滑な実施について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

※ 医療券(様式1)を提示し治療を希望する児童生徒について、次の要領により、治療及び診療報酬の請求を行っていただくようお願いいたします。

1. 保護者(児童生徒)から提出された医療券が、治療する本人の医療券であること、また、「保険の有無欄」に記入があることを確認してください。
2. 医療券で治療できる疾病の範囲は、学校保健法施行令第8条に定める疾病に限りますので、保険診療の対象となる治療のみ、医療券の対象としてください。

**【対象となる疾病】** 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病で次のもの

- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬、疥癬及び濃痂疹
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- (5) う歯
- (6) 寄生虫(虫卵保有を含む。) 予防的見地から薬品を投与することは対象外

3. 要保護児童生徒（医療券に記載）の場合、生活保護法による医療扶助で治療が受けられますが、上記2の学校病の治療については、この医療券が優先されます。該当児童生徒の場合は、保険負担額が異なりますので御注意ください。
4. **医療券に記載のとおり、利用には有効期限があります。**有効期限内に治療が完了するよう御協力をお願いします。
5. 治療完了後は、速やかに下記の対応をお願いします。
  - ①医療券（様式1）の【診療報酬請求明細】欄、医療機関名及び所在地、院（所）長名等について記載し、診療報酬請求書（様式3）に必要事項を記載、押印いただき、草津市教育委員会事務局 学校教育課まで必ず直接送付してください。  
**（治療が完治した時点で、期限まで保管せず、速やかに請求願います。）**
  - ②保護者に対する通知（様式2）の下記欄に治療完了の証明を行っていただき、保護者（児童生徒）へ渡してください。
  - ③薬剤について、院外処方をされる場合は、調剤報酬請求書（様式4）を薬局に渡すよう保護者に伝えてください。
6. 治療費の支払いにつきましては、診療報酬請求明細および請求書の内容についての確認が出来次第、指定された口座へ振り込みいたします。
7. 参考までに、関係様式を添付させていただきます。
  - 要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式1）
  - 要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式1）【記入例】
  - 保護者に対する通知（様式2）
  - 要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書（様式3）
  - 要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書（様式3）【記入例】
  - 要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書（様式4）

**（お問合せおよび医療券・請求書の送付先）**

**〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号**

**草津市教育委員会事務局 学校教育課 学事・学校保健体育係**

**TEL077-561-2421（直通）**

## 要保護及び準要保護児童生徒医療券

教育委員会名	草津市教育委員会	学校名	小学校	
		所在地	滋賀県草津市	
交付第 1 号	(自) 令和 4 年 7 月 1 日	保護の 取り扱い	準要保護	
令和 4 年 7 月 1 日	(至) 令和 4 年 11 月 30 日			
受療者	児童名 生徒名	生年月日	平成 年 月 日	
		学 年	第 学年	
保護者	住 所 氏 名	滋賀県草津市		保険 有無

**医療機関の方へ**

- ※ 治療終了後、下記および請求書にご記入の上、〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市教育委員会学校教育課へ 月々までにご請求ください。
- ※ ご不明な点は、学校教育課（Tel.077-561-2421）までご連絡ください。
- ※ 差引請求額は、診療点数に自己負担割合を乗じ、10円未満は四捨五入しご記入ください。

診 療 報 酬 請 求 明 細				
内 容	実施回数	合計点数		
初診及び再診料		点	診療総額	円
処 置 料		点		
		点	社会保険負担の有・無 割 (健保・国保・共済・その他)	円
		点		
		点		
そ の 他		点	差引請求額	円
計		点		

令和 年 月 日

医療機関名及び所在地  
院(所)長名

記入例

## 要保護及び準要保護児童生徒医療券

(歯科医師)

教育委員会名	草津市教育委員会	草津市教育委員会 印	学校名	草津小学校	
			所在地	滋賀県草津市草津三丁目14番5号	
交付第 1 号	(自) 令和4年 7月 1日		保護の 取り扱い	準要保護	
	令和4年 7月 1日	(至) 令和4年 11月 30日			
受療者 児童名	草津 花子			生年月日	平成25年 5月 5日
保護者 住所名	滋賀県草津市草津一丁目1番1号			学年	第 3 学年
	草津 太郎			保険有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

保護者が記入しているか確認してください。

期限内か確認してください。

医療機関の方へ

- ※ 治療終了後、下記および請求書にご記入の上、〒526-8638 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市教育委員会学校教育課へ 11 月末までにご請求ください。
- ※ ご不明な点は、学校教育課 (TEL077-561-2421) までご連絡ください。
- ※ 差引請求額は、診療点数に自己負担割合を乗じ、10円未満は四捨五入しご記入ください。

診療報酬請求明細			
内 容	実施歯科	合計点数	診療総額
知覚料及び取除料		313 点	<b>12,580</b>
歯		点	
処置料	3 歯	945 点	社会保険負担の有・無 <b>7 割 8,810 円</b>
乳歯抜歯料		点	
その他		点	
計	3 歯	1258 点	差引請求額 <b>3,770</b>

全ての項目に漏れなく記入してください。

1258点×7割=8,806円→  
10円未満四捨五入=8,810円

1258点×3割=3,774円→10円未満四捨五入=3,770円

診療終了日を記入してください。

令和 4 年 8 月 30 日

医療機関名及び所在地

院 (所) 長名

**草津市草津二丁目2番2号**

**くさつ青花クリニック 院長 青花 次郎**

(様式2)

## お 知 ら せ

病 名

健康診断の結果、上記の病気にかかっていることが分かりました。早期に最寄りの医療機関で受診されますよう、お知らせします。

この病気は、同封の医療券を持参すれば無料で診療が受けられますが、この病気外の診療費は自己負担となります。

なお、医療券の有効期限までに治療を済ませてください。

(注意)

社会保険に加入している場合は、その保険者証を医療券とともに持参して治療を受けてください。治療が終わったら、下記に医療機関の証明を受けて学校に提出してください。

### 証 明 書

患者氏名 (学年          年)

上記の者を令和      年      月      日から令和      年      月      日まで診療したことを証明します。

令和      年      月      日

住 所

医療機関名

(様式3)

(医師・歯科医師用)

請求額		円	
口座振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所
	預金種目	1. 普通	2. 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	預金者名義		

要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書

草津市長 様

令和 年 月 日

〒

指定医療機関の所在地  
指定医療機関の名称  
院 ( 所 ) 長 名

㊞

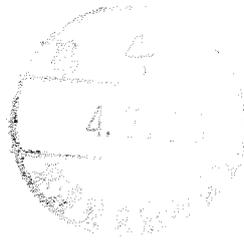
下記のとおり請求します。



(様式4)

(薬局用)

要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書				
草津市長 様				
令和 年 月 日				
〒				
所在地				
名称				
代表者				
Ⓜ				
下記のとおり請求します。				
受療者	学校名		児童生徒氏名	
受診医療機関名				
調剤総額				円
社会保険料または国民健康保険負担額				円
差引請求額				円
口座振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 支店 出張所
	預金種目	1. 普通 2. 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	預金者名義			



滋小セ第124号  
令和4年(2022年)6月22日

各医師会長様

小児保健医療センター病院長  
(公印省略)

令和4年度 小児アレルギー疾患対策医療関係者研修会の開催について(通知)

平素は当センター事業にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和4年度 小児アレルギー疾患対策医療関係者研修会」を(別添)開催要領に基づき、開催しますのでお知らせします。

また、(別添)写しのとおり、各医療機関(皮膚科、小児科)あて通知しましたので御承知願います。

<問い合わせ>

〒524-0022 守山市守山5丁目7番30号

滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部 八木

TEL: 077-582-8429

FAX: 077-582-6304



滋小セ第124号  
令和4年(2022年)6月22日

各医療機関(皮膚科、小児科)御中

小児保健医療センター病院長  
(公印省略)

令和4年度 小児アレルギー疾患対策医療関係者研修会の開催について(通知)

平素は、当センター事業に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたびアレルギー診療に関わる医療関係者の方を対象として、小児アレルギー疾患の最新の医療情報やチーム医療についての研修会を、(別添)開催要領により開催することといたしました。

つきましては、貴所属関係職員への周知および参加について御配慮いただきますようお願いいたします。なお、申込みにつきましては(別添)参加申込書により、令和4年9月30日(金)17時までに、保健指導部あてお申し込みください。

<問い合わせ>

〒524-0022 守山市守山5丁目7番30号

滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部 八木

TEL: 077-582-8429

FAX: 077-582-6304

## 令和4年度 小児アレルギー疾患対策医療関係者研修会開催要領

### 1 目的

小児アレルギー疾患は、小児疾患の中でも頻度が高く、管理の難しい難治慢性疾患である。本研修会は、小児アレルギー疾患を中心に、地域の医療関係者に対し最新の知見や適正な治療に関する医療情報等の提供を行い、アレルギー疾患医療に携わる医療関係者の知識や技能の向上を図ることを目的とする。

今年度の研修においては、乳幼児に多いアトピー性皮膚炎の最新の治療法等についての理解を深め、県内におけるアレルギー疾患診療の均てん化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体 滋賀県立小児保健医療センター

### 3 対象者 県内の病院・診療所等の皮膚科または小児科に勤務し、アレルギー診療に関わる医師、看護師、栄養士、薬剤師等の医療関係者

### 4 日時 令和5年1月12日(木) 15:00～16:30 (配信接続開始14:30～)

### 5 場所 WEB配信(ZOOMを使用)

### 6 内容および講師

15:00～16:00

講演「アトピー性皮膚炎の新規治療」

講師 浜松医科大学皮膚科学講座 教授 本田 哲也 医師

16:00～16:30 質疑応答

進行：滋賀県立小児保健医療センター小児科(アレルギー科) 阿部 純也 医師

### 7 参加申込み

別紙参加申込書にてFAXまたはメールで、令和4年9月30日(金) 17時までに、保健指導部あて申し込む。

### 8 その他

受講料は無料

日本小児科学会 小児科専門医更新単位(Ⅲ小児科領域講習 1単位)申請中

<申込み・問合せ先>

〒524-0022 守山市守山5丁目7番30号

滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部

Tel: 077 (582) 6200 (内線 7820) Fax: 077 (582) 6304

FAX 送信票

FAX 077-582-6304

滋賀県立小児保健医療センター保健指導部 行

申込み締切 令和4年9月30日(金)

令和4年度小児アレルギー疾患対策医療関係者研修会

参加申込書

	<氏名>	<職種>				職種としての 経験年数	
		医師			看護師 (○を記入)		その他 (具体的に記入)
		皮膚科 (○を記入)	小児科 (○を記入)	※受講証を希 望する場合○			
①	(ふりがな)					年	
②	(ふりがな)					年	
③	(ふりがな)					年	

<ご質問がありましたらご記入ください>

※小児科医師で、専門医更新研修(Ⅲ小児科領域講習(単位)の受講証を希望される場合は、右欄に○をご記入ください。

上記のとおり参加を申し込みます。

令和4年 月 日

滋賀県立小児保健医療センター 病院長 様

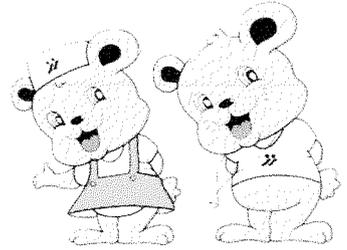
所属名称: \_\_\_\_\_

所属住所: 〒 \_\_\_\_\_

申込み代表者名: \_\_\_\_\_

電話番号: ( ) \_\_\_\_\_

# 令和4年度 小児アレルギー疾患対策



## 医療関係者研修会のご案内

小児アレルギー疾患は、小児疾患の中でも頻度が高く、管理の難しい難治慢性疾患です。この度、地域の医療関係者の皆さまに、小児アレルギー疾患の最新の知見および治療とチームで取り組む診療についての研修会を開催させていただくこととなりました。今年度は特に、子どもから大人まで発症する可能性が高いアトピー性皮膚炎の最新治療がテーマとなります。この機会に、ぜひご参加ください。

●日時：令和5年1月12日（木） 15：00～16：30（配信接続開始14：30～）

●会場：WEB配信（ZOOMを使用）

配信は、滋賀県立小児保健医療センター（滋賀県守山市守山五丁目7番30号）より行います。

●対象者：県内の医療機関等の皮膚科または小児科に勤務し、アレルギー診療に関わる医師、看護師、栄養士、薬剤師等の医療関係者 等

### <プログラム>

15：00～16：00

講演：「アトピー性皮膚炎の新規治療」

浜松医科大学皮膚科学講座 教授 本田 哲也 先生

16：00～16：30 質疑応答

進行：滋賀県立小児保健医療センター小児科（アレルギー科） 阿部 純也 先生

●参加申込み：（別添）参加申込書にてFAXまたはメールで令和4年9月30日（金）17時まで  
に保健指導部あて申込む

●受講料：無料

日本小児科学会 小児科専門医更新単位（iii小児科領域講習 1単位）申請中



◆◆◆ 申込み・問合せ先 ◆◆◆  
〒524-0022 守山市守山5丁目7番30号  
滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部  
Tel：077（582）6200（内線7820） Fax：077（582）6304  
[mcfc-hoken@pref.shiga.lg.jp](mailto:mcfc-hoken@pref.shiga.lg.jp)



滋医政第690号  
令和4年(2022年)7月1日

一般社団法人滋賀県医師会長  
一般社団法人滋賀県病院協会  
各地域医師会長  
各消防本部(局)消防(局)長  
大津市保健所長  
各保健所長  
防災危機管理局長

様

滋賀県健康医療福祉部長  
(公印省略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について(通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

甲賀市立信楽中央病院  
甲賀市信楽町長野 473 番地

滋 医 政 第 7 3 7 号  
令和4年(2022年)7月19日

一般社団法人滋賀県医師会長  
一般社団法人滋賀県病院協会  
各 地 域 医 師 会 会 長  
各 消 防 本 部 ( 局 ) 消 防 ( 局 ) 長  
大 津 市 保 健 所 長  
各 保 健 所 長  
防 災 危 機 管 理 局 長

様

滋賀県健康医療福祉部長  
( 公 印 省 略 )

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

医療法人マキノ病院  
高島市マキノ町新保1097番地

2022年7月吉日

関係者各位

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会  
理事長 木澤 義之令和4年度 がん等における新たな緩和ケア研修等事業  
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト  
「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」開催のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より緩和ケアの発展にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、日本緩和医療学会主催「緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会」の本年度の開催日程が決定いたしましたので、ご案内申し上げます。ぜひこの機会に受講をご推奨・ご検討いただきますと幸いです。

引き続きご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

・2022年度「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」のご案内…1部

以上

令和4年度がん等における新たな緩和ケア研修等事業  
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト

## 「緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」のご案内

### ごあいさつ

盛夏の候、皆さまにはご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本緩和医療学会では、すべての人が『いつでも、どこでも』質の高い緩和ケアを受けられることを目指し、〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉を立ち上げ、平成20年度より日本サイコオンコロジー学会との共催で「緩和ケア研修会」を企画運営するための指導者（企画責任者）を育成する「指導者研修会」を開催いたしております。

平成30年4月より施行されている厚生労働省の「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」において、企画責任者は「指導者研修会」を修了していることと定められており、当学会では、本指針に基づいた集合研修の開催方法などを学ぶ指導者研修会を開催しております。

従来は、精神腫瘍学指導者研修会修了者は企画責任者となることはできませんでしたが、本指針においては、精神腫瘍学指導者研修会修了者も企画責任者になることが可能となっております。

令和3年度において、〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉は、現行指針に対応した指導者研修会を1回開催し、全国に192名の修了者を輩出いたしました。本年度におきましても、1回の指導者研修会開催を予定いたしております。

この度、「緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」の本年度開催日程が決定いたしましたので、ご案内いたします。本年度も、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、WEB開催といたしまして、事前学習とライブ配信を組み合わせたプログラムとなっております。

貴地域において、がん等の診療に携わる医師等の緩和ケアに関する基本的知識の均てん化のため、「指導者研修会」の受講をぜひご検討くださいますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 理事長  
緩和ケア研修会 e-learning 管理責任者  
木澤 義之

## 2022年度 緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

### 開催要項

本年度は、事前学習とライブ配信による開催といたします

### 第 37 回 緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会 (WEB 開催)

#### ● 緩和ケア指導者研修会

---

研 修 名：緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会

日 時：2023年2月5日（日）ライブ配信

会 場：WEB ※最終受講決定者に事前学習とライブ配信の詳細をご案内いたします

募集人数：100名

参加費：無料

募集期間：2022年10月中旬～下旬頃（予定） ※定員を超える場合は抽選とします

---

#### ● 精神腫瘍学指導者研修会

---

研 修 名：精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

日 時：2023年2月5日（日）ライブ配信

会 場：WEB ※最終受講決定者に事前学習とライブ配信の詳細をご案内いたします

募集人数：100名

参加費：無料

募集期間：2022年10月中旬～下旬頃（予定） ※定員を超える場合は抽選とします

---

※本指導者研修会を修了すると、緩和・精神腫瘍学両者ともに「集合研修企画責任者」の資格を得ることができます。

※緩和ケア・精神腫瘍学ともに、同一プログラムとなります。

※2022年9月中旬頃に PEACE プロジェクトホームページにて「募集要項」を掲載いたします。

募集詳細については、そちらをご覧ください。

PEACE プロジェクトホームページ URL : <http://www.jspm-peace.jp/>

## 参加資格

### ■ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会

以下の条件を満たす医師

1. 原則として、研修会受講時点において、一般病院、がん専門施設、診療所、緩和ケア病棟において、がん患者の身体症状の緩和に携わる医師としての経験が 5 年以上あるもの（ただし初期研修の期間を除く）
2. 所属施設長からの推薦状があるもの
3. 今後、都道府県に協力し、年 1 回以上各都道府県において開催される「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」に集合研修企画責任者もしくは集合研修協力者として参加すること
4. 指導者研修会のすべてのプログラムに参加できること
5. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会から都道府県のがん対策担当課へ氏名および所属の報告をすることに同意できること
6. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会ホームページ、PEACE ホームページおよび日本サイコオンコロジー学会ホームページにおいて、氏名・所属・担当診療科を公開することに同意できること
7. 研修会申込時点において、厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知の別添。）もしくは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成 29 年 12 月 1 日付け健発 1201 第 2 号厚生労働省健康局長通知の別添。）に則り開催された緩和ケア研修会を修了していること（研修会修了証書の写し、もしくは研修会修了証明書を提出できること）

### ■ 精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

以下の条件を満たす医師

1. 研修会受講時点において、医師としての経験が 5 年以上あること
2. 研修会受講時点において、標榜する精神科・心療内科の常勤医（週 4 日勤務以上）として 3 年以上の経験があり、うち最低 1 年は総合病院やがん専門病院など、がん患者の診療を行う施設に勤務していること
3. 所属施設長からの推薦状があるもの
4. 今後、都道府県に協力し、年 1 回以上各都道府県において開催される「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」に集合研修企画責任者もしくは集合研修協力者として参加すること
5. 指導者研修会のすべてのプログラムに参加できること
6. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会から都道府県のがん対策担当課へ氏名および所属の報告をすることに同意できること
7. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会ホームページ、PEACE ホームページおよび日本サイコオンコロジー学会ホームページにおいて、氏名・所属・担当診療科を公開することに同意できること
8. 研修会申込時点において、厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成 20 年 4 月 1 日付け健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知の別添。）もしくは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成 29 年 12 月 1 日付け健発 1201 第 2 号厚生労働省健康局長通知の別添。）に則り開催された緩和ケア研修会を修了していること（研修会修了証書の写し、もしくは研修会修了証明書を提出できること）

## ご参加のお申込み

受付方法：〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉ホームページの申込フォームより

＊ホームページ URL…<http://www.jspm-peace.jp/>

＊受付期間は随時ホームページに掲載されますのでご確認ください

## 受講決定までの流れ

### 1) 受付：

ホームページの申込フォームに必要事項を記入し、受付を行います

＊受付完了の時点では、受講は決定しませんのでご注意ください

＊必ず受講希望者ご本人様がお申込みの上、メールアドレスはご自身で管理し、内容を定期的に確認しているアドレスをご記入ください（所属施設の代理の方からのお申込みは受け付けられません）

＊定員を超える申し込みがある場合には、すべての有効な応募の中から公平公正に抽選を行います

＊選考後、受付時にご記入いただいたメールアドレス宛に、受講可否を通知するメールをお送りしますので、ご確認ください

### 2) 参加登録：

指定フォームで参加登録を行います

＊指定フォームの画面へは、受講通知メールに記載された URL から入ることができます

### 3) 書類提出：

指定書類※1 と「緩和ケア研修会修了証書（写し）」※2 「**e-learning 修了証書（写し）**」※3 を郵送で提出します

※1 指定書類…①所属施設長からの承諾・推薦書 ②参加申込理由書 ③略歴

指定書類は、参加登録内容確認後、画面に表示される URL よりダウンロードできます

※2 緩和ケア研修会修了証書（写し）は、以下いずれかの開催指針に準拠したものをご提出ください

・厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（旧指針）

・厚生労働省「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（現行指針）

※3 **e-learning 修了証書（写し）は、旧指針の緩和ケア研修会修了者も提出が必須となりますので、申し込みまでに下記サイトにて受講をお願いいたします**

【厚生労働省 がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会 e-learning】

<https://peace.study.jp/>

＊書類審査の結果、経験年数などの参加資格を満たしていないと判断される場合もしくは参加希望理由が、本会開催趣旨と合致しない場合には、ご受講いただけなくなる場合がございます

### 4) 受講決定：

書類審査後、受講が決定した方には、「受講決定通知」をお送りいたしますので、ご確認ください

---

### ■お問い合わせ・書類送付先

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会事務局

厚生労働省委託事業 PEACE プロジェクト「指導者研修会」担当係

〒550-0001

大阪府大阪市西区土佐堀 1-4-8

日栄ビル 603B 号室

E-mail : [itaku@jspm.ne.jp](mailto:itaku@jspm.ne.jp)

<http://www.jspm-peace.jp/>

講演会・研修会等のご案内

第7回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
8月28日(日) 9:00~17:20(予定)	MIMMS プロバイダー1日コース(災害発生現場での医療対応)	彦根勤労福祉会館 たちばな 彦根市大東町4-28	「MIMMS(大事故災害への医療対応 現場活動と医療支援)概念を習得する」 大災害時の医療にかかわる警察、消防、救急、医療機関、ボランティア、行政などの各部門の役割と責任、連携の仕方、組織体系、対処法の実際と装備などをまとめて講義・訓練する実践的災害医療教育システム。医療活動の運営と実践の原則が修得できる研修会 ※受講対象は、地域の体制整備・構築に寄与していただける方	滋賀県医師会	会報6月号にて案内及び地域医師会宛案内	日医生涯教育制度: (申請予定) 英国ALSG(Advanced life support group)修了証 交付予定
★9月3日(土) 14:30~19:00	産業医研修会	プロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	①「健康管理の仕組みづくり」(仮) 株式会社オフィスケイエム 代表取締役 橋口 克頼 先生 ②「産業医が知っておくべき作業管理について」(仮) ダイキン工業滋賀製作所 産業医 赤築 秀一郎 先生 ③「産業医活動関連法改正と通達」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報7月号・FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 後期4.5単位 生涯 専門3.0単位 更新1.5単位
★9月17日(土) 14:30~19:00	産業医研修会	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター ピアザホール 大津市におの浜1-1-20	①「アルコール依存症の診断・治療と連携 産業医のためのSBIRITS(エスバーツ:飲酒スクリーニング、簡易介入、専門治療・相談機関・自助グループへの紹介)の進め方」(仮) 滋賀県立精神医療センター 精神科部長 濱川 浩 先生 ロールプレイ・体験談発表 ②「事例にみるメンタルヘルスの実際」(仮) 南草津坂本診療所 坂本 暢典 先生 ③「産業医が知っておくべき就業上の措置」(仮) パナソニック株式会社エレクトリックワークス社 エレクトリックワークス社 門真健康管理室 産業医 黒木 和志郎 先生	滋賀県医師会	産業保健担当 会報7月号・FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 後期4.5単位 生涯 専門4.5単位
9月27日(火) 14:30~15:30	令和4年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡医師会)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月28日(水) 14:00~15:00	令和4年度死体検案研修会 (彦根医師会)	彦根市保健・医療複合施設くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月29日(木) 15:00~16:00	令和4年度死体検案研修会 (東近江医師会)	東近江地域医療支援センター 東近江市中小路町483-4	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
10月27日(木) 14:00~15:00	令和4年度死体検案研修会 (守山野洲医師会)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
11月12日(土) 14:30~18:00(予定)	第38回滋賀医学会総会 (Web配信併用)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「神経疾患の最新治療」 講演 ①「(仮)認知症について」 医療法人藤本クリニック 院長 藤本 直規 先生 ②「(仮)神経変性疾患について」 滋賀医科大学内科学講座脳神経内科 准教授 真田 充 先生 ③「(仮)神経免疫疾患について」 大津赤十字病院 脳神経内科 部長 松井 大 先生	滋賀県医師会	生涯教育担当 FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定)
12月22日(木) 15:00~16:00	令和4年度死体検案研修会 (大津市医師会)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
令和5年1月26日(木) 14:00~15:00	令和4年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
令和5年3月23日(木) 15:30~16:30	令和4年度死体検案研修会 (湖北医師会)	北ビワコホテルグライツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

# 5 月 以 降 行 事 予 定 表

(令和4年5月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 5/20 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第1回支部理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	★
R4/ 5/24 (火)	中絶審査・指定医師証手渡し	2:00 PM (~ )	応接室	県医師会	★
R4/ 5/25 (水)	指定医師証手渡し	2:00 PM (~ )	応接室	県医師会	★
R4/ 5/25 (水)	第4回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 5/26 (木)	部落解放研究第30回滋賀県集会実行委員会総会	10:00 AM (~11:30 AM)	解放県民センター光荘	その他	★
R4/ 5/26 (木)	個別指導(診療所/一般) 04年度診療所1 5月①	2:00 PM (~ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議室	国、県	★
R4/ 5/26 (木)	滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 将来構想プロジェクトチーム会議(Web会議)	3:30 PM (~ )	滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局(滋賀県立総合病院内)	その他	★
R4/ 5/27 (金)	滋賀県後期高齢者医療審査会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	調整中	県	
R4/ 5/27 (金)	令和4年度都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会(Web会議)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	日医	
R4/ 5/30 (月)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 第50回理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	
R4/ 6/ 1 (水)	第5回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/ 2 (木)	会計監査	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 6/ 2 (木)	第1回滋賀県医師キャリアサポートセンター懇談会	4:30 PM (~ 5:30 PM)	滋賀医科大学 一般・基礎講義棟 第1講義室	関連団体	★
R4/ 6/ 3 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (~ )	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 3 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~ )	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ )	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 6/ 5 (日)	産業医研修会	2:30 PM (~ 7:00 PM)	G-NETしが 男女共同参画センター 大ホール	県医師会	
R4/ 6/ 7 (火)	第3回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階応接室	県医師会	
R4/ 6/ 7 (火)	代議員会財務委員会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 6/ 9 (木)	第51回滋賀県産業医学会	2:40 PM (~ 5:00 PM)	草津市立市民交流プラザ 草津市野路1丁目15番5号	関連団体	★
R4/ 6/ 9 (木)	公益社団法人滋賀医学国際協力会 理事会	5:30 PM (~ )	滋賀医科大学 中会議室	その他	
R4/ 6/12 (日)	第74回滋賀県獣医師会通常総会	2:00 PM (~ 4:30 PM)	ホテルポストプラザ草津びわ湖 3階 リンカーンボールルーム	関連団体	★
R4/ 6/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R4/ 6/15 (水)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 評議員会	2:00 PM (~ )	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	
R4/ 6/16 (木)	第222回定例代議員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	
R4/ 6/16 (木)	令和4年度人権学習会	3:30 PM (~ 4:20 PM)	琵琶湖ホテル 瑠璃	県医師会	
R4/ 6/18 (土)	第69回近畿学校保健学会	9:10 AM (~ 4:40 PM)	滋賀大学教育学部 講義棟 21,24,27,28講義室 大津市平津2-5	関連団体	★
R4/ 6/20 (月)	滋賀県運営適正化委員会 第2回苦情解決合議体	1:30 PM (~ 3:30 PM)	県立長寿社会福祉センター 1階 会議室	その他	★

# ・ 6 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年5月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 6/20 (月)	妊婦健診事業打ち合わせ	2:00 PM (~ 3:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/ 6/21 (火)	令和4年度 第1回滋賀県死因究明等推進協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県病院協会 会議室	県	★
R4/ 6/22 (水)	第6回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 6/22 (水)	滋賀県がん診療連携協議会 第1回診療支援部会	5:00 PM (~ 6:30 PM)	Zoomによる開催	県	★
R4/ 6/24 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (~ )	山の上ホテル	近医連	
R4/ 6/25 (土)	第151回日本医師会定例代議員会	9:30 AM (~ )	日本医師会	日医	
R4/ 6/26 (日)	第152回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (~ )	日本医師会	日医	
R4/ 6/26 (日)	産業医研修会	2:30 PM (~ 7:00 PM)	県立文化産業交流会館 小劇場	県医師会	
R4/ 6/30 (木)	第57回滋賀県献血協会理事会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	県庁会議室にて調整中	県	★
R4/ 7/ 2 (土)	スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)	3:00 PM (~ 6:00 PM)	ピアザ淡海 大会議室 7月9日→7月2日へ変更	県医師会	
R4/ 7/ 6 (水)	第7回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 7/ 7 (木)	第4回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 7/ 8 (金)	第1回滋賀県在宅医療等推進協議会	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県庁 北新館 5-A会議室 Zoom併用予定	県	★
R4/ 7/12 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R4/ 7/14 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 7/19 (火)	自浄作用活性化委員会・診療情報開示苦情処理委員会	3:00 PM (~ )	3F会議室 応接室(控室)	県医師会	★
R4/ 7/20 (水)	第8回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 7/23 (土)	産業医研修会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	今津サンブリッジホテル	県医師会	★
R4/ 7/28 (木)	第44回近畿学校保健連絡協議会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	栗東芸術文化会館さくら 大ホール	関連団体	★
R4/ 7/28 (木)	令和4年度 死体検案研修会(草津栗東医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	草津市民総合交流センター	県医師会	★
R4/ 7/29 (金)	令和4年度 死体検案研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	高島市民病院	県医師会	★
R4/ 8/ 8 (月)	第5回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 8/ 9 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R4/ 8/10 (水)	第9回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/24 (水)	第10回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 8/27 (土)	令和4年度 医療福祉・在宅看取りの地域創造会議 総会、研修会	2:00 PM (~ )	キラリエ草津	県	★
R4/ 9/ 7 (水)	第11回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/ 8 (木)	第6回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

# ・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年5月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 9/13 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R4/ 9/15 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 9/21 (水)	第12回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/27 (火)	令和4年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	竜王町公民館	県医師会	★
R4/ 9/28 (水)	令和4年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	くすのきセンター	県医師会	★
R4/ 9/29 (木)	令和4年度 小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)(予定)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	予定	県医師会	
R4/ 9/29 (木)	令和4年度 死体検案研修会(東近江医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	★
R4/10/ 4 (火)	滋賀県がん診療連携協議会 第2回研修推進部会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Zoomによる開催	県	★
R4/10/ 5 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/ 6 (木)	滋賀県がん診療連携協議会 第2回診療支援部会	5:00 PM (~ 6:30 PM)	Zoomによる開催	県	★
R4/10/ 7 (金)	第7回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/ 8 (土)	近医連学校医研究協議会第1回理事会	2:30 PM (~ )	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R4/10/11 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R4/10/13 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/15 (土)	令和4年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	10:00 AM (~ 5:25 PM)	ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋	日医	★
R4/10/16 (日)	令和4年度近畿府県合同防災訓練(滋賀県総合防災訓練)	7:00 AM (~ )	旧長浜北高等学校跡地(滋賀県長浜市)	県	
R4/10/19 (水)	第14回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/23 (日)	リーダーシップ研修会(予定)	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖	県医師会	
R4/10/26 (水)	小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F	県医師会	★
R4/10/27 (木)	令和4年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	★
R4/10/27 (木)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)(予定)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R4/10/29 (土)	小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256番地	県医師会	★
R4/11/ 8 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/11/ 9 (水)	第15回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/11/11 (金)	第53回全国学校保健・学校医大会会長招宴(予定)	10:00 AM (~ 6:00 PM)		日医	
R4/11/12 (土)	第53回全国学校保健・学校医大会(予定)	10:00 AM (~ 6:00 PM)	主会場:岩手県(メロポリタン盛岡)	日医	
R4/11/15 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R4/11/17 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	

## ・ 1 1 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年5月19日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/11/19 (土)	(予定)スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強)	(~ )		県医師会	
R4/11/30 (水)	第16回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/9 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/12/13 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R4/12/14 (水)	第17回理事会(12月15日に変更)	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/15 (木)	第17回理事会(12月14日から変更)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R4/12/22 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会) (予定)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R4/12/22 (木)	令和4年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	★
R5/1/10 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R5/1/12 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R5/1/25 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/1/26 (木)	令和4年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	★
R5/2/8 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/2/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R5/2/14 (火)	滋賀県がん診療連携協議会 第3回研修推進部会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Zoomによる開催	県	★
R5/2/16 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/2/19 (日)	第71回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会	10:30 AM (~ )	神戸ポートピアホテル	近医連	
R5/2/22 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/2/25 (土)	マネジメント研修会	1:00 PM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R5/3/8 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/3/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~ )	支払基金	関連団体	
R5/3/16 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/3/23 (木)	令和4年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	北ビワコホテルグライエ	県医師会	★
R5/3/24 (金)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 第52回理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	★

草津栗東医師会・行事予定表

令和4年 8月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	月			
2	火			
3	水			
4	木	くさつ在宅医療ネット オンライン(ZOOM)	14:00~15:00	
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土	医師会事務局 夏季休館日		
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水	第196回草津栗東医師会循環器研究会(ハイブリッド形式)	20:00~21:30	クサツエストピアホテル(本部)
25	木			
26	金			
27	土	8月例会・診療科紹介	16:30~18:00	ポストンプラザホテル
		G-Pネット講演会	18:00~19:30	
28	日	滋賀県医師会MIMMS研修会	9:00~17:20	彦根勤労福祉会館 たちばな
		ゴルフ同好会		タラオCC
29	月			
30	火			
31	水			